

福祉文教委員会会議録

令和4年12月13日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 16:26

【 案 件 】

1. 議案第 92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
3. 議案第115号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)
4. 議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における児童の転倒事故)
5. 議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【 所管事務調査 】

1. 子ども図書館について
2. 支援対象児童等見守り強化事業について

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会事業評価結果(令和3年度分)について (教育総務課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をさせていただきます。補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、特別会計の介護保険の欄に記載しておりますとおり、既定の予算総額から2億469万9千円を減額いたしまして、補正後の予算総額を159億1128万7千円にしようとするもので、主に、4月から補正予算要求時点までの実績を基に、伸び率等を勘案して積算しました経費の見直しと、今後の所要額を補正するものでございます。補正の主な内容につきましては、17ページ、介護保険特別会計をお願いいたします。

まず、歳入でございますが、保険料では、被保険者の所得階層ごとの人数の変化などによりまして、2491万2千円を追加するものでございます。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の一般会計繰入金では、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で補正をするものでございます。繰越金の前年度繰越金では、令和3年度決算の確定に伴いまして、3億5284万3千円を追加するものでございます。なお、このうち、約2億3千万円は、令和3年度における国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の過大交付分の返還に使用いたします。

次に歳出でございます。保険給付費では、今年度4月から補正予算要求時点7月までの各給付費の実績を基にいたしまして、伸び率等を勘案して積算しました経費の見直しと、今後の所要額を補正するもので、保険給付費全体で6億7808万8千円を減額し、総額を139億5341万1千円にするものでございます。

次のページの地域支援事業費は、保険給付費と同様に補正をするもので、地域支援事業費全体で6186万9千円を減額いたしまして、総額を11億161万7千円にするものでございます。

次に基金積立金の介護保険給付費等準備基金管理費では、保険給付費の減額等に伴う財源調整として3億957万1千円を追加し、総額を3億2149万3千円にするものでございます。また、諸支出金の償還金では、令和3年度の介護給付費等の確定に伴いまして、国、支払基金及び県からの交付金等の超過受入れ分等を返還するため、2億3436万5千円を計上するものでございます。

最後に、債務負担行為の補正につきましては、債務が後年度にまたがることにより設定をするものでございまして、高齢者実態調査委託料につきまして、計画期間が令和5年度までとなっております現在の第8期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、次の第9期、令和6年度から令和8年度までの計画を策定するに当たり、本市の高齢者の状況を把握するための調査を委託するものでございます。限度額を499万4千円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今日、片峯市長が出席されております。11月14日、公務で欠席ということでしたけど、議会の側も、執行部の側も、片峯市長が公務でどこに行っておられるか分からないという状況だったんですね。これは片峯市長にとってあまり名誉なことではないと思いますので、その日のことについてまずお尋ねして、回復してもらいたいと思います。

○委員長

川上委員にお伝えいたします。議案と今の質疑は関係ありませんので、議案の質疑でお願いいたします。

○川上委員

議案について質問してまいりますけれども、片峯市長のほうで、市民に思わぬことから不透明感を招くようではいけないと思うので、機会のあるところで、そのことについても触れてもらいたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:05

再開 10:06

委員会を再開いたします。

○川上委員

今から質問すると言ったでしょう。片峯市長については、答弁の中で不透明感を払拭する発言をする機会があると思うので、それはお願いしておきたいと思います。

そこで、介護保険特別会計補正予算なんですけれども、補正予算書中、介護サービス等諸費が5億9812万円減額となっております。この事情について、お尋ねします。

○高齢介護課長

介護サービス等諸費の減額理由でございます。保険給付費の予算編成につきましては、前年度の決算見込額をベースといたしまして、直近の利用単価や利用者数、利用日数などの要素の伸び率、サービス提供事業者の増減等を勘案して当初予算額を算定いたしております。減額幅の大きかったものにつきましては、予算概要書に記載をしておりますとおり4つの項目がございます。①居宅介護サービス給付金8081万円の減額につきましては、通所介護や通所リハビリテーションといった通所系のサービスにおきまして、昨年度前半は、新型コロナウイルス感染症による行動制限等の影響もございまして、利用者数が落ち込んでいた状況であったものが、予算編成時において回復傾向にあったことに基づきまして、令和4年度は回復していくも

のとして当初予算を計上いたしておりました。令和3年度決算に比べまして、令和4年度の決算見込額は順調に伸びてはいるものの、単価と利用件数の双方で当初見込みを大きく下回ったこと等が影響して減額補正となっております。②の地域密着型介護サービス給付費3億6110万円の減につきましては、地域密着型通所介護におきまして、先ほどと同様の理由で単価と利用件数の双方で、当初の見込みを大きく下回ったことと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、今年度事業所が1つ廃止されまして、当初の利用件数見込みを大きく下回ったことが影響して減額補正となっております。③施設介護サービス給付費1億2320万8千円の減につきましては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設におきまして、当初の施設滞在日数見込みが下回ったことが影響した減額補正となっております。④居宅介護サービス計画給付金2266万1千円の減につきましては、過去5年の伸び率を基に算出して当初予算を計上しておりましたが、今年度前半の実績におきまして、伸び率が緩やかであったため減額補正となっております。

○川上委員

先ほど190ページの1と言わずに、介護サービス等諸費と言ったので、5億9千万円余の数字が合わなかったかもしれません。190ページの1項のことでお尋ねしました。

それで、これですね、5億9812万円の減額補正なんですけど、これが実情からこの減額補正をしているんだけど、本市における介護サービスを営んでいる事業所に、見込んでいた収益というか収入が、この分だけ見込みから外れてしまうということになるんでしょうか。

○高齢介護課長

確かに保険給付費が下がっているということにつきましては、介護サービスそのものの利用が減っているというところがございますので、事業所に行き渡る給付費ということ言えば、減額になるかと考えております。

○川上委員

その影響額は約6億円ということになるんでしょうか。

○高齢介護課長

各事業所の収益見込みというのは承知しておりませんが、何と言いますかね、今回、給付費の予算は減額補正になっておりますが、当初見込んでいた伸び率よりも緩やかな伸び率になったということございまして、前年度よりも収益が上がっていると、各事業所につきましては収益が上がっているものと考えております。

○川上委員

2の地域密着型介護サービス給付費のところだったと思いますけど、廃止となった事業所が1つあるということでしたけど、どういう事情でそうなったんでしょうか。

○高齢介護課長

先ほど申し上げました1事業所につきましては、定期巡回の事業所が事業形態の方向転換、事業形態の変更に伴いまして、従事されていたスタッフなんかも含めて、別な事業所に変更されておられます。

○川上委員

それは働き手、介護の現場で働くケア労働の方が確保できないためにというようなことではなかったんですか。

○高齢介護課長

何というんですかね、事業所を実施されてある法人の方針変更といいますか、そのグループ内で事業形態の変更がなされておるものがございます。

○川上委員

それによって必要なサービスが受けられなくなったというような状況は、影響は出てないですか。

○高齢介護課長

その廃止になりましたサービスを受けてありました方々につきましては、ほかの事業所で、全てケアされておられます。

○川上委員

見込みを下回る伸びであったというので減額補正しますということなんですね。ということは、見込みが大き過ぎたということなんですよ。その要因については、もう少し聞かせてもらえますか。

○高齢介護課長

昨年度、今回の当初予算を編成する際は、第5波が終わって第6波の間、ちょうど平穏な時期で回復傾向を見せておりました。その後の第6波、第7波の予測がつく状況ではございませんので、順調に回復するのではないかとこのころで編成したところでございます。

○川上委員

片峯市長、今の答弁から見て、新型コロナ危機の捉え方に、市として甘さがあったのではないかという気がしますけど、どう思われますか。

○福祉部長

確かにこの予算編成時には、コロナの見込みというのは、非常に不確定なものであり、これを判断するというのは非常に難しいものだと、今でも思っております。確かにこの見込みによって保険料、これに反映してくるとするのは非常に重たく私たちも受け止めておりますが、今回については余剰についてまた次期の計画に反映され、その分、この基金の分が保険料の減額に反映されると考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと、そのように考えております。

○川上委員

部長、その件については、後ほど基金のところ、また質問します。今、伺ったのは、比較的、波が下がっていたというときに、予算編成を始めたのだと言われたんだけど、その頃、ワクチンのことについても、PCR検査のことについても、世界的にまた我が国でも真剣にこの課題と闘っていた最中なんです。見通しが、そのように見ておったというところに、新型コロナ危機の捉え方に甘さがあったのではないのかということを知っているわけですが、認識の甘さ。どれぐらいが課題で、どれぐらいなら適当とかいうのを、少しわきに置いて質問している。認識の甘さがあったのではないかということを知ったわけですが、それを市長に。

○福祉部長

今、認識の甘さというお話でございますが、実際にはもしこれをしっかりと、そういう予測をして給付費を下げ、またサービスを受ける側に、サービス量が不足するというようなことになっても、それは利用者さんに非常に迷惑をかけると思います。ですから、通常の見込み方で、甘さではなくこれで適正であったというふうに、私どもは考えております。

○川上委員

すれ違いになっていると思うけど、コロナの危機の見通しについての甘さはお認めにならないけど、今の段階で甘かったと、そのとき甘かったではなくて、今振り返って甘かったというふうに、危機の認識が、思うかどうかお尋ねしましょう。

○福祉部長

先ほど申しましたがこのコロナの予測というのは、非常に難しいというふうに考えております。ですから、甘かったと言われましても、結果的にはこのような状況になっておりますので、予測が外れたというような形ではあります。甘かったというような認識は持っていないのが現状でございます。

○川上委員

現実に照らして、これほどの減額補正をするような、想定したほど伸びていませんでした、

減額しましたという、外れたから下げましたと。余計に組んでおいてよかったよねというような口ぶりだけど、そういうわけにはいかないのではないかと。根底的に新型コロナ危機に対する認識がどうだったのかというのを、やはり市長以下、深く認識を、今深めるときだと思えますよ。その上で、部長が言われたので、少しお話ししますけど、聞きますけど、過大に見積もっていて、それが保険料にも影響がありますと。もし、そこまでではなくてももう少し低く見積もっていて、仮に伸びのほうを上回った場合、支障を来すというようなことをおっしゃいましたけど、支障を来しますかね。予算額を上回る支出が求められたとき、支障を来しますか。

○高齢介護課長

その場合には、今回の12月議会で増額の補正予算で対応させていただくことになるかと思いますが、その際には、予測が甘かったのではないかとというような市民の声の批判も想像されるところでございます。

○川上委員

支障はあるんですか、ないんですか。

○高齢介護課長

12月の議会の補正予算で対応させていただくことになるかと考えています。

○川上委員

ですから、支障ないんですよ。足りなければ増やせばいいわけですから。予算措置をすればいいわけですから。それは部長は百も承知ですよ。それなのに結果として過大見積りをしないならば、需要が上回った場合は支障が生じると言っていて、片峯市長もうなずくような感じだったけど、そんなことないんですよ。部長どうですか。

○福祉部長

確かに今言われますとおり補正を組めば、まあそれで何とか、何とかなるというような言い方はおかしいですけども、事業は継続できます。しかしながら、補正ありきというような形では考えておりませんので、なるべく適正に補正のない形で事業を進めていきたい、予算編成をしていきたいというのが私たちの考えですので、それに沿ったような予算の組立てをしたというような考え方でございます。

○川上委員

そうすると、これほどの減額補正をしたことについて、仕方がなかったというようなことにはならないという部長自らの答弁ですよ。できれば補正しないで済むようにと、私はそれについては、にわかには同意しかねるけど、あなたがそう言うのであれば、今回のこれほどの減額補正について、何か言うことがあるのではないですか。自分でそういうふうに言うのであれば。

○高齢介護課長

繰り返しの答弁になりますけれども、昨年この当初予算を編成する際の、コロナの蔓延状況を勘案しまして、回復状況などを鑑みまして、予算編成をしたものでございます。ご理解をお願いいたします。

○川上委員

だから、通り過ぎて、結果論ですから仕方ありませんと。そういうわけにはいかないということも部長が言ったから。できるだけ補正がないほうがいいとか言うからさ。だったら今回の大幅な補正についてどうなんですかというのを聞いたわけですよ。それにはまだお答えいただいていませんね。

○福祉部長

結果的に今回補正をするような事態になったことについては、私たちも真摯に受け止めて、今後そのような社会情勢の変化、経済動向の動き等、しっかり勘案しながら予算編成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

予算編成の時期から予算を上げるときまで半年ぐらいあるでしょう。だから第7波が、6波か、7波かという局面があったはずなんですよ。それでもあなた方は見通し、コロナの見通しが不透明だからと言って、このまま落ち着くだろうと思ったか分からないけど、最大規模の予算を組んだわけでしょう。見直しの時期があったのではないんですか。

○高齢介護課長

当初予算編成のスケジュールにつきましては、今回の第6波、第7波について、蔓延した時期を考えると、当初予算編成の見直しをする時間的な余裕はなかったかと考えております。

○川上委員

本当にそうでしょうか。大きな見積りによって介護保険料も既に決めているわけですけど、この高い介護保険料は仕方がないんだというようなことが、発信されていたのではないかと。そこで今回の補正予算の中で基金のことなんですけど、今回、基金への繰入れは幾らですか。

○高齢介護課長

3億957万1千円でございます。

○川上委員

それによって、介護保険給付等準備基金ですけど、その積立てによって、幾らから幾らになりますか。

○高齢介護課長

基金の残高でございます。令和3年度、年度末残高、補正予算資料の29ページに掲載させていただいております。29ページですね。令和3年度の年度末残高が4億1763万6千円。それから令和4年度の年度末残高の見込みにつきましては、7億3912万9千円となっております。

○川上委員

この基金は、過去の残高の中では、どういう位置を占めますか。

○高齢介護課長

過去最高でございます。

○川上委員

介護保険料が、1号被保険者保険料が2491万2千円増となっております。これの要因は何ですか。

○高齢介護課長

介護保険料の増につきましては、主な内訳としましては、予算概要書にも記載のとおり、現年分特別徴収1496万7千円の増。現年分普通徴収994万5千円の増となっております。現年分特別徴収につきましては、被保険者数としましては313人の減となっておりますが、特別徴収におきましては第5段階以下、保険料の第5段階以下の人数が減少傾向で、同段階と比較すると普通徴収の人数が増えていることや、所得の回復によるものと推察される上位段階の人数の増加によりまして、全体として調定額が増えたことにより収入が増となる見込みとなっております。次に現年度普通徴収でございます。被保険者数としましては、258人の増となっております。調定額が増えたことにより、収入が増となる見込みとなっております。また、全体の傾向としましては、第8段階以上の人数が各段階とも増加しておりまして、合計で233人の増となっております。結果として調定額が増加し収入が増となる見込みとなっております。

○川上委員

この2491万円の増額補正というのは、どういう感じになるんですかね。当初の予算における見込みが少な過ぎた。少なく見積もったということですかね。

○高齢介護課長

介護保険料と申しますのは、収入に応じて各段階で保険料が分かれていますけれども、その人数を算定する際に低所得者の人数を多めに、高所得者といいますか、収入が多めの方を少なめに見積もった結果で、実際の実績を出してみますとそうでもなかったというところで、高い段階の保険料の段階の人のほうが多かったということでございます。

○川上委員

そうしますと、これだけ必要でしょうと、お金が。というのは、コロナの見通しが不透明とかいうことで、かなり伸びるだろうというふうに、出は大きくなるだろうというふうに見込んで、そして入るほうは、結果的に少なく見込んだことになるわけですね。出は大きいよと、入るほうは少ないよと。基金はこれだけしかありませんよと。というようなことになっていて、介護保険会計が大変厳しいというような宣伝には使える状況を、あなた方は意図的につくったのではないかと心配するわけですよ。その一方で、基金が過去最高の7億円、8億円ぐらいあるんですね。8億円ではない、8億円近いんですね。それから言えば、先ほど部長がおっしゃったように、そのように積み増した分については、市民に還元することができるんだというような趣旨をおっしゃったんですかね、先ほど。

○高齢介護課長

基金の積立て基金の用途に、使い道につきましては、介護保険料の3年ごとに計画をいたします介護保険事業計画において、その金額を定めております。次の、令和6年度から令和8年度までの第9期、介護保険事業計画の策定作業の中で基金の残高見込みと、介護給付費等の将来推計を総合的に判断しまして、次期の介護保険料で適切な介護保険料の設定を行う予定といたしております。

○川上委員

今回補正によって、400万円だったかな、委託料を出しているでしょう。どういうスケジュールで、介護保険料の9期のことを考える上での、高齢者の実態調査と言いましたかね。どういうスケジュールでやっていくのかお尋ねします。

○高齢介護課長

今回委託に出します高齢者実態調査委託料につきましては、次の9期の事業計画を策定するに当たり、高齢者の状況を把握するために行うものでございます。スケジュールにつきましては、1月に指名競争入札を行いまして事業者を決定し、調査票の検討を行った後、2月中旬から調査を開始する予定としております。提出していただいた調査票を回収し、データ入力や集計、分析等を行った後、5月中に実態調査の報告書の提出を受けた後、高齢社会対策推進協議会のほうに、次期の事業計画の策定をお願いするものでございます。

○川上委員

高齢者の実態調査は、要介護の状況とか、そういう居住の状況とか、把握すると思うけど、高齢者の収入、経済的な状態についての調査は、その中では行われますか。

○高齢介護課長

高齢者の収入状況につきましては調査内容の予定には入っておりません。

○川上委員

それを入れる考えはないんですか。ありませんか。

○高齢介護課長

高齢者の経済状況調査ではございませんので、調査に入れる予定はございません。

○川上委員

もうちょっと考えてくださいね。これは、9期の3年間の事業を計画する必要量を量ってですよ、財政出動の。それに見合う、見合うというか、賄うための介護保険料をどうするかという議論をするわけでしょう。そしたら高齢世帯が、高齢者が、その介護保険料に持ちこたえることができるかどうかについても、考慮しなければ、これだけ必要ですから、これだけ介護保

険料をお願いします。払う能力があるかどうか分かりませんが、こうなりましたからよろしくというわけにいかないのではないですか。だから高齢者の経済状態、どんなに厳しいかということについて、そのことについても認識しておかなければ、計算したらこうなりましたから、さあ払えというようなことになってしまうのではないんですか、これまでそうですけど。ここは改めるべきではないかと。考えてみてくださいね。税金の場合はあまり考慮していただけないという状況もあると思うけど、これぐらいは大丈夫でしょうということで、行くじゃないですか、所得によるわけだから。介護保険料は、そうではないでしょう、発想が。だから高齢者の経済状態について、併せて実態というのであれば、経済状況についてもきちんと把握する必要があるのではないかと。別の方法で把握するものがあるって、それを考慮するとかいうことがあるんですか。

○高齢介護課長

今回の高齢者実態調査につきましては、5つございます。まず、65歳以上の高齢者の方を対象にしたニーズ調査、それから実際に在宅で介護を受けてある方の実態調査、それから介護で在宅生活をされてある方の介護者の就労、仕事の継続状況の調査、それから市内の施設の事業所でサービスを受けてある方の実態調査など介護サービスに向けた調査でございまして、高齢者の収入状況を前提とした調査ではございませんということを理解していただきたいことが一つと、あと介護保険料そのものの設定が、所得段階に応じまして設定されておるものでございますので、高齢者の生活困窮の実態につきましては、介護保険料の設定で考慮されておるものと考えております。

○川上委員

課長がそのように言うと高齢者は怒りますよ。平成12年から介護保険料基準額は2倍以上になって、年金は下がってきているわけでしょう。このところはもう物価の高騰でしょう。防衛3文書だか、安保3文書だか分かりませんが、大軍拡で1兆円も軍拡のためにお金を確保しないといけないということで、今朝の報道でやっていたじゃないですか。東北の復興資金、あれを流用するとか、そんなことまでやる政権なんですけど、高齢者は、あれじゃないですか。ある条件に当たってしまうと、75歳以上の高齢者、医療費窓口自己負担2倍になっているでしょう。本当に高齢者の貧困は深刻なんですよ。そのときに基準額、所得に合わせていろいろしていますとかいうのは、本当に怒ると思います。私も怒る。基準額そのものは上がっているし、高齢者の生活は深刻な状態ですずっと来ているではないですか。だから、ぜひ実態調査というのであれば、ちょっと考えてみてください。難しくする必要もないと思うけど、介護保険料、高いですか、普通ですか、安いですかと、あなたにとって。聞けばいいじゃないですか。そしてたらもう圧倒的な方々が、介護保険料は高過ぎてたまりませんと回答すると思いますよ。その実態を生で悩みを書いてもらえる欄をつくるとか、そういうことをこの際あわせてしたらどうですか、仕様書の中に入れて。そうすることは、次の段階で審議会、市長が任命するそういう審議会、諮問機関で、検討するときの重要な材料になると思いますけど、市長、そのように高齢者の皆さんの介護保険料に対する重みについて、せっかくこういう実態調査するのであれば、項目に入れたらどうかと思うんだけど、市長どう思いますか。

○福祉部長

確かに今そういう項目を入れて高齢者の方にお尋ねをすれば、皆さん負担は厳しいと言われる方、非常に多いというふうな認識はしております。しかしながらこの介護保険料、基本的に給付費を前提と、それから今後の給付費の見込み、使う量と今後の見込み、それから給付費、保険料を算出している部分が大きなものでございます。このことから確かに高齢者の経済状況を、うちのほうで把握したとしても、制度の立てつけ自体が、公費の負担半額というような形になっていますので、それを全体の給付費の中で割りながら保険料を決定しておりますので、これは確かに高齢者の皆さんの負担が大きいという認識がございまして、制度の立てつけ自

体を国が制度設計を変えない限り、なかなかうちのほうで保険料の操作ができるものでもございませんので、そこら辺は確かに認識としてはもう私たちも十分に負担になっているだろうということは考えておりますけれども、そこら辺についてはなかなか難しいかと、そこら辺で聞いて、それを保険料に反映するという。これは非常に難しいのが現状ではないかというふうに考えております。

○川上委員

介護保険制度そのものについてここで論陣を張るつもりは、今日はありませんけど、今のお話だと補正予算書に上がっている実態調査について、調査をするまでもなく、市の認識としては高齢者が介護保険料高いと思っていると、だから調査をするまでもありませんという、そういう答弁ですか。

○福祉部長

調査をするまでもありませんというような形ではありませんけども、確かに今みたいに物価の高騰やら、非常に負担が増えているというのは市としても認識しておりますので、その中で介護保険料についても負担になっているだろうというふうなことは十分認識しているということで、結果的に今度の調査の中にその調査を入れてどのような効果になるかというのは、うちの中でもまた部内で検討してまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

市長、くどいかもしれないけど、アンケートはそのように生かしていくわけでしょう。必要量もあれするけど、介護保険料の範囲、基準額を決めていくのに使うわけですから、どれだけの方がどれだけ苦しんでいるのか、悩んでいるのかというのが分かるように、その調査の中に、ぜひ入れていただきたいと思います。

それから、基金の約8億円だけど、これは我々の全体の認識として、原資は何なのかということを確認しておく必要があると思うけど、これは何の塊ですか、8億円というのは。

○高齢介護課長

被保険者から納入していただいた介護保険料でございます。

○川上委員

そういうお金ですね。これを適切に、ためておく必要額というのは幾らになっているんですか。

○高齢介護課長

基金の適切な残高というものは特にございません。

○川上委員

当てもなく貯金箱をつくり、そして高齢者の苦しみの塊をそこに押し込んでいるという実態ですよ。そしてこの高齢者の苦しみの塊をどこまでがどうしても必要ですというのはありませんと。黙っていれば高い保険料がどんどんどんどん積み上がっていく。この基金がなければ介護保険会計が破綻するとかいうことはないではないですか、そのとき手当すればいいんですから。本市は24、今度25にしたいという提案だけど、あとそういう当てもなくためている基金というのがやはりあるわけですね。この8億円の基金、どのくらいだというのがないのであれば、どのくらいは確保しておかなければならないというのがないのであれば、相当額取崩して介護保険料を抑えるために使えると思うけど、その額はどのくらいというような見込みがありますか。

○高齢介護課長

この基金につきましては、計画初年度に積み上げて、計画2年目にバランスをとり3年目に取崩しをする、伸びていく給付費を賄うためにそういう基金の趣旨となっております。計画初年度に、今のお話を申し上げますと、計画初年度に、きっかりゼロというような基金の積み上げ方というのは難しいかと思っておりますので、ある程度の余裕は必要であると考えております。

○川上委員

ある程度が分からないで基金をつくっていつているということでしょう。基金は大体いつから設置しているんですか。

○高齢介護課長

介護保険制度が始まりました平成12年度からでございます。

○川上委員

それからずっと基金を積み立てる適正額というのを、自分たちも持ってないと。ゼロでは困りますからと。では幾らなのかと。そんなに高齢者に高い、もう本当に高過ぎる、しかもこれは納付とかいうけど、天引きしていつているわけでしょう、一定以上の収入の年金からは。ないんだもん、低過ぎる年金、存外小さくなっていく年金、その中に介護保険料の占める割合大きくなって。だから高齢者の実感、年金が低く下がっていつているという実感の中には、この介護保険料が膨れ上がっているというのがあるわけです。そこで来年度の予算編成もどうなっているかと思えますけど、この8億円近い基金については、本気で介護保険料の引下げのほうにまわしていく必要があると思うけど、お考えを伺います。

○高齢介護課長

次期の介護保険料の算定につきましては、先ほど申し上げましたとおり3年ごとの計画で算定いたしております。次期令和6年度から8年度までの事業計画の策定作業の中で、基金の残高見込みと給付費等の伸び、将来推計を総合的に判断いたしまして、適切な介護保険料となるよう算定を行う予定といたしております。

○川上委員

適切な介護保険料という中に、高齢者が払える介護保険料、暮らしを脅かされることなくね。そういう観点を入れなければ、これだけ出るんだから、これだけの介護保険料が要りますよと、基準額がこうなりますよと、これが適正ですよでは、ちょっとこう違うのではないかということをお先ほどから申し上げています。

それから先ほど部長がおっしゃった法の立てつけがそうなので仕方ありませんというやつなんですけど、これは法を変えていけばよいことですから、政党としての日本共産党の仕事もあると思います。同時に制度の外から介護保険会計を支援することができないのであれば、高い介護保険料を押しつけられて困って、暮らすのも難しいという高齢者に、様々な形で直接支援をするという考え方も、市長、あるわけですよ。国は消費税を5%に減税するか、年金を下げるのをやめて増やすとか、軍事費は大概にしてもらいたいとか、という政府の仕事もあるんだけど、市として、過去最大規模の基金もあるわけだから、よくよく考えて介護保険の高いのに苦しんでいる高齢者に支援するとかいう考え方があるわけでしょう。そういうことを考えられないんですか。

○高齢介護課長

高齢者施策のこれまでの様々な手だてにつきまして、なおこれ一層のというような励ましの声と受け止めさせていただきます。

○川上委員

あまり心配しないでね、もう締めくくるからね。片峯市長、今日私が得た情報では、直方市が65歳以上の高齢者のいる世帯に、これまで国や既に直方市が手当てをした支援金が得られない状況の高齢世帯、高齢者がいる世帯に1世帯1万円の支援金の給付を決めたそうです。9日が最終日だったので、追加提案された議案、補正でいつていると思えますけど。だから誰一人取り残さないと、1万円がクーポン券5千円とどう違うかということもあると思うけど、誰一人取り残さないとこのものの見方、考え方という点では一致するところは当然あると思うんですよ。だから介護保険料に苦しむ高齢者に相当額の支援を検討するということはできると思うので、課長が励ましの質問ですかと言われましたけど、督促の、励ましに込めた督促

の発言だと受け止めてもらっていいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べたいと思いますが、高過ぎる介護保険料に苦しむ高齢者が多い中で、サービス料を過大に見積もって、そして落としていくと。落ちた分の一定部分は、基金に積み増していくと。こういうやり方は、必要な介護サービス、必要な人が必要なサービスを受け取ることができるという介護保険制度の原則からいってもおかしいのではないかというふうに思いますので、反対します。意見と要望については先ほど質問の中で述べておりますので、以上です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:57

再開 11:08

委員会を再開いたします。

次に「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」及び「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」、以上2件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の65ページをお願いいたします。本案の市議会への上程につきましては、本来であれば、指定管理者の選定手続に入る前に、図書館条例の一部を改正する条例議案を提案申し上げ、飯塚市立図書館、穂波館及び同穎田館の施設の指定管理者制度導入の可否についてご審議いただき、その後、指定管理者の指定議案におきまして、指定管理者の適否についてご審議いただくものでございますが、条例の一部改正を経ることなく、指定管理者の公募を行ったため、本12月議会におきまして、図書館条例の一部改正議案と指定管理者の指定議案を併せて提出させていただくものでございます。今回の件は、指定管理者の事務手続のチェック体制の不備に起因するものでございます。誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがなきよう、万全を期してまいります。心から陳謝申し上げます。

議案内容についてご説明申し上げます。本案は、現在指定管理者に管理を行わせております飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館3館に飯塚市立図書館穂波館、同穎田館の2館を加え、指定管理者による管理を行わせることを可能とするため、関係規定を整備するもので、地方自治法第244条の2第3項に基づきまして、議会の議決を求めるために提出するものでございます。飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館は、平成20年4月から令和5年3月31日まで、3期15年にわたり、指定管理者による管理運営を行っているところでございます。一方、

飯塚市立図書館穂波館と同穎田館は、直営による管理を行ってまいりました。現在、指定管理で管理運営しております飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館3館に、飯塚市立図書館穂波館、同穎田館2館を指定管理施設に加えることで、市立図書館全ての図書館が統一した方針で運営が可能となる上、職員体制や対応が効果的に進められ、図書館運営の効率化や市民サービスの向上につながると考えるものでございます。

次に、「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」について、補足説明をいたします。議案書の89ページをお願いいたします。本案は、現在、指定管理者に管理を行わせております飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館3館の契約期間が今年度末で満了すること及び飯塚市立図書館穂波館と同穎田館の2館を加え、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項に基づきまして、議会の議決を求めるために提出するものでございます。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館、同穂波館、同穎田館でございます。指定管理者となる団体は、株式会社図書館流通センターでございます。同社は現在、飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館の指定管理者として管理運営を行っているところでございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。指定管理者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が10月7日、10月21日の2回開催され、10月27日に指定管理者選定委員会委員長より、教育長へ報告がなされております。

議案書91ページをお願いいたします。指定管理者指定議案資料となっております。施設の概要、指定管理者となる団体の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、公募及び選定の概要でございますが、令和4年6月1日から8月1日までの2か月間で公募いたしまして、応募団体数は2団体でございました。指定管理料の上限額は、毎年度1億2063万2千円でございます。選定評価結果につきましては、630点満点中413点率にして65.55%の評価でございました。

以上、簡単ではございますが、「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」及び「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

議案第115号の指定管理者の指定のほうについてお聞きいたします。2者からの提案があり、現行の図書館流通センターを指定管理者にしたいということなんですが、費用ですね。費用に関しては、上限額としては1億2063万2千円ということなんですが、提案としては、金額としてはどの程度であったのか。お聞かせいただけますか。

○生涯学習課長

企業のからの提案額については、公表を差し控えさせていただきます。

○江口委員

金額も明かさないけれど、指定してくれということですか。それは無理でしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:16

再開 11:25

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼しました。図書館流通センターのほうに提案された金額は1億2024万8千円ござ

いました。

○江口委員

2者の提案ですよ、でしたね。あともう1者はどの程度でしたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:26

再開 11:29

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

すみません。大変失礼しております。もう1者のほうの、次点となりました会社のほうの提案額でございますが、1億2077万3千円でございます。

○江口委員

とすると、価格としてもTRCさんのほうが安かったということによろしいですよ。

○生涯学習課長

今質問委員がおっしゃるとおりでございます。

○江口委員

今回なぜ価格の部分をお聞きしたのかに関してなんですけれど、実はこの秋から、この司書の、図書館で働く方々、多くの方々が司書資格を持って働いておられるんですけど、その方々の対応に関する問題提起があっているのを御存じの方もおられるかと思えます。陳情オルグというネット署名サイトに出ているんですけど、ちょっと紹介しますね。私は最低賃金プラス40円、手取り9万8千円で働く非正規図書館員です。図書館の今を知り、未来のために署名をいただけませんかという署名があっているんです。これは7万人強ぐらいの方が署名されて、そして文科省と総務省に署名簿を提出されています。ネットニュースとかでも流れたんですけど、結構、司書ってすごく大切な仕事ではあるんですけど、待遇としてちょっと厳しいという、ある意味官製ワーキングプアに近い状況ではないかという問題提起があっているんです。今回、TRCさんが継続してやられるんですが、この図書館の職員の待遇について、十分な賃金をご用意されているというふうなことで理解しておいてよろしいですか。

○生涯学習課長

選定候補者になっております図書館流通センターのほうからの人件費算定は、そちらの企業のほうの考え方になりますので、我々として算定しております金額としては、それに十分相応の金額を示していると、私たちのほうは理解しております。

○江口委員

選定の部分に当たってはやっぱりそこら辺をきちんと確認して、やるべきだと思うんです。そうしないと行政側はきちんと予定していたんですけど、でも企業側は、いやそうではなくて、それは利益に持ってっちゃったということすらあり得るわけですよ。その部分は選定作業のときに十分しっかり配慮していただきたいと思っております。取りあえず、一旦終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

この議案2件の上程に当たっては、最初副市長が陳謝しましたかね。

○教育部長

本件に係る陳謝につきましては、私のほうがまず議会運営委員会のほうで陳謝のほうをさせていただき、本会議において教育長のほうから陳謝のほうをさせていただいている次第でございます。

○川上委員

今日課長が陳謝ということなんですけど、陳謝するのになぜ出すのかという問題があるんですね。それで、どうしてこういうことになったかについては、事務手続のチェック体制の不備というのを、3者ずっと言っているわけですよ。どういうことなのか説明してください。市長の判こも、公印もついているわけでしょう。ちょっと説明をお願いします。

○生涯学習課長

今回の議案の提出に当たりまして、令和4年10月14日に、指定管理者の指定議案の提出に関わる総務課との事前相談において、穂波館と穎田館を指定管理館として加えることとする図書館条例の一部改正が事前に議会の議決を要することの指摘を受けたことから判明したものでございます。これは当課におけます指定管理者制度の運用に関するガイドラインの確認不足に起因するものでございます。

○川上委員

10月14日に生涯学習の課長と、総務課長ですか、誰ですか、総務課、法制係なのか、ちょっとそこ正確に言ってください。

○生涯学習課長

当課担当者のほうから総務課法制係のほうに事前相談という形で行っております。

○川上委員

それは係長レベルでの事前相談なんですか。

○生涯学習課長

この際の前相談に当たりましたのは当課の担当職員と総務課法制係の担当職員間の話でございます。

○川上委員

係長でもないわけですね。職員同士の事前相談で、マニュアルどおりではありませんよということになったわけですか。

○生涯学習課長

まずもって担当者双方において事前相談を、期日が定まっておりますので、それに合わせてご相談申し上げております。その際に指定管理者制度の運用に関するガイドラインの確認不足ということで、図書館条例の一部改正を事前に議決賜ることについて判明したものでございます。

○川上委員

係長レベルではなくて職員同士の話し合い、要するに法制の職員がガイドラインから離れていますよと指摘をしてくれたんですかね。

○生涯学習課長

図書館条例の一部改正が事前に行われてないということの指摘を受けたことが発端となっております。

○川上委員

経緯はもう分かったんだけど、その法制系の職員が、生涯学習課の職員に、係長ではなく、指摘をしたということですか。そこを今聞いているんですよ。

○生涯学習課長

その指摘を受けて、生涯学習課の担当係長、そして私たちのほうも情報共有しながら、その後法制係、総務課とも確認をさせていただいておるところでございます。

○川上委員

聞いたことに答えてくれるとスムーズに流れるんだけど、法制系の職員が指摘をしたのかということを確認したわけです。

○生涯学習課長

委員のおっしゃるとおり、法制系の職員から指摘をいただいたものです。

○川上委員

法制系の職員が、ガイドラインのとおりではありませんよと言った、そのガイドラインの名前と、名前を先に教えてください。

○生涯学習課長

法制系のほうからのガイドラインによって指摘ということではございません。私どものほうが指定管理者制度の運用に関するガイドラインの確認不足をしているということで、法制系のほうからは、このガイドラインのことについて触れられたものではございません。

○川上委員

ちょっとよく分からなくなりましたね。あなた方は既に、今途中まで聞いたガイドラインからの逸脱を自覚した上で法制係に相談に行ったわけですか。

○生涯学習課長

自覚した上ではなくて確認不足という点でございます。

○川上委員

夜までかかりそうやね。議案上程をしたいので、生涯学習の職員が、法制に見てもらいに行ったんでしょう。それはルール上のことではなくて、一般的にやることなんでしょう、今の話から言えば。どうなんですか、特別な問題意識があって法制に行ったわけなんですか。

○生涯学習課長

議案提案に当たっては、通常、事前に、現在の取扱いでは、どういった議案に対しても相談することとなっておりますので、それに合わせて、議案上程に合わせて総務課のほうに、事前相談という形にやっていたものでございます。

○川上委員

聞いたことに、聞いたことに、答えていただければ、夜までかからないと思います。それで今回のことの問題意識があって相談に行ったわけではなくて、普通に相談に行ったということを確認しますよ。それで、そうであれば、法制系の職員が何と言って指摘したんですか。

○生涯学習課長

図書館条例の一部改正条例を事前に提出していないということの指摘を受けております。

○川上委員

ガイドラインという話ではなかったわけですね、そのときは。そして職員が課に戻って、どういうことになったんですか。

○生涯学習課長

法制係とは担当者でやり取りしまして、その後私たちのほうでガイドラインを確認する中で一部改正が漏れていたということ、そこで認識に至ります。

○川上委員

そのガイドラインの名前を教えてください。

○生涯学習課長

指定管理者制度の運用に関するガイドラインでございます。

○川上委員

指定管理者制度の運用に関するガイドラインの、どういう規定に違反していたんですか。ちょっと読み上げてもらえますか。

○生涯学習課長

このガイドラインの5ページの3、指定管理者制度導入に伴う条例の整備等の(2)施設設置管理条例の改正において、指定手続条例は、指定管理者制度を導入する施設を個別に定めていないことから、導入する場合は、当該施設の設置管理条例で指定管理者による管理を行う旨を規定する必要があります。と記述されております。

○川上委員

ちょっと分かりにくかったね。今のガイドラインと条例改正をせずに公募したことの問題が、明確には指摘をされていないように今思いましたが、そこであれば。

○生涯学習課長

こちらのガイドライン、さらに4ページのほうに、3、指定管理者制度の基本的工程というものが記載されております。公の施設に指定管理者制度を導入する場合の基本的工程として、まず、設置条例の整備を行って、条例の制定あるいは改正について議会へ議案提出、その後に公募ということで、その基本的な工程が示されているものでございます。

○川上委員

飯塚館と庄内館と筑穂館の指定管理はいつからでしたかね。

○生涯学習課長

現在の指定管理館3館につきましては平成20年4月1日からでございます。

○川上委員

そのときは、このガイドラインに基づいてやったわけですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。当時の取扱いについてガイドラインがあったのか、なかったのかということについては、私、認知しておりません。申し訳ありません。

○川上委員

そのガイドラインは生涯学習課にはあったんですか。

○生涯学習課長

はい、ございました。

○川上委員

そのガイドラインはいつつくったんですか。

○生涯学習課長

現在のガイドラインにつきましては、平成28年3月に策定されております。

○川上委員

担当課はそれを見たことはあったんですか。

○生涯学習課長

担当者、そして私たちも見ておりました。

○川上委員

いつ見ていたんですか。いつの段階でそれを認識していたんですか。

○生涯学習課長

このガイドラインのことについては、導入推進委員会も開催される時期もありますので、ガイドラインそのものについてはもうそれ以前で認識しておりました。

○川上委員

ということは、基本的工程の流れについても認識はあったわけですか。

○生涯学習課長

そのことについてはしっかりとガイドラインのほうを読み込むことをしておりませんでした。

○川上委員

誰がですか。

○生涯学習課長

私たち担当課職員全てでございます。

○川上委員

みんなが悪いというふうに、みんなに責任があるというふうに言う必要はないのではないかと思いますけど、課長の答弁としては。

○生涯学習課長

指導監督をする立場の私が指導不足でございました。

○川上委員

総務委員会がないからあれですが、この指定管理者制度の運用に関するガイドラインというのは、本市ではどのくらい身につけてあるんですかね、生涯学習課だけではなく、職員全体としては。課長は答弁はできないですよ。そこを除くところの認識を聞いているわけだから。

○片峯市長

それぞれ指定管理者、指定管理制度導入、もしくは新たに導入だけでなく、継続で受託者選定のときには、担当課において、しっかり照らし合わせて、チェックして、上げてくるものだと認識をしています。

○川上委員

その認識は間違っていたってことですよね。少なくとも生涯学習課については、今回のことについてはね。それで、ちょっとそれるかもしれないけど、生涯学習で起きた失敗は、ほかのところでもこの失敗を受ける可能性がありますよね。それで、何か市長として、市全体にこのガイドラインの問題、このガイドラインについて、何か指示を出したり、注意を喚起したりしたことがありますか。

○片峯市長

現在のところまだ行っておりませんが、担当であります総務部を通しまして、このようなことがないように、職員のほうに注意啓発を行いたいと思っております。

○川上委員

片峯市長はこの基本的工程については理解がなかったわけですよ。ご自身の反省とかいうのはどういうことになるんでしょう。

○片峯市長

私については、もちろんこれまで3館の指定管理が5館の指定管理になるときに、指定管理の契約議案だけが出てくるとかいうようなことおかしいであろうというふうに思っておりました。議案として上がってきたその時点と同時に、いや実はと、変更議案を出しておりませんでしたということを知りましたので、議会のほうのご理解をいただきながら、合わせた形で議会のほうに提案させていただこうという判断をいたしました。

○川上委員

ああそうかというところから後段の部分は飛躍がありますよね。ああそうかと、驚いたと、ルール違反かと、議会にお願いしようと。3つぐらい階段を上っている。（発言する者あり）発言がありますか。お願いします。

○片峯市長

恐らく、そうですね、自分の頭の中ではですね、その中で、4月からの契約になりますから、4月から図書館運営についても考えんといかんと。ただここで12月議会に上げなければ、臨時議会を開くかどうかは別にしまして、通常であれば3月議会になります。そうすると4月からの円滑なスタートに支障を来すことになるので、議会のほうにお願いして、12月に合わせて提案させていただこうと、もうそのときにはその内容まで含めまして、教育委員会と打合せをしたところでございます。

○川上委員

市長、教育長をはじめとして、前のめりの姿勢になっていて、穂波館と颯田館の指定管理制度の適用を、前のめりに既になっていたの、本来なら気がつくべきことを、気がつかなかったと、あるいは無視したという心配もあるわけね。このことは事務手続、チェック体制の不備と言えるのか。このチェック体制の不備というのは、何のことでしょうか。事務手続なんですか、これ。チェック体制の不備というのはどういう意味で言葉を使っていますか。

○生涯学習課長

基本的にこの工程ごとに、複数人でチェック、どこまでやっているかというところの進捗状況についてのチェックがしっかりやれてなかったというふうに反省しております。

○川上委員

体制としては、起案からずっと、確認して行って、責任ある者が判こを次々に打っているわけでしょう。一番最後は片峯市長まで判こを押しているわけでしょう。そしたら、しかもそのときには穂波館と颯田館については、指定管理者に任せようということに既になっていたのではないんですか、判こを押すとき。そういう時系列、違いますか。

○教育部長

まずチェック体制を怠ったためというのは先ほどの課長の答弁にありますし、例えば、公募を行う段階では、公募をしてよいかというふうな決裁をとります。公募に係る不備がないのかというふうなところのチェックは行っておりましたけれども、ではその以前の手続、今この公募を行うに当たって、果たしてそれ以前の手続ができていたのか。そういったところのチェック体制の不備があったということでございます。公募をするときに当たっては、当然条例改正は既に行われているというふうな思い込みによりまして、公募を行ったというものでございます。

○川上委員

思い込むわけないでしょう、議案が出てないんだから。自分が出してないんだから。公募するときには条例が上がっていると思いつくわけがない。どうしてそういう思い込みになるんですか。自分が提出もしていない条例案が、条例が可決されているという思い込みがある。他人が出すのではないんですよ。教育委員会が、判こをずっと打って、条例改正というのは出すんでしょう。自分が出してないのに、判こ押してないのに、上がっているという認識はあるはずがないと思うけど、何か言うことがありますか。

○教育部長

その件につきましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

○川上委員

どちらを先に聞こうかな。そのガイドラインには、基本的工程を外したときは、どうなるのかは書いてないわけですか。

○生涯学習課長

ガイドラインのほうにはそのような記述はございません。

○川上委員

なぜないと思いますか。

○生涯学習課長

この基本的工程を示すことによって、それに準じて関係課が、指定管理を事務手続します所管課のほうを理解するというふうな考え方の下になっていると思われまので、あえて今委員がおっしゃられるような記述はしていないものというふうに認識しております。

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 12:58

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

休憩前の最後の質問としては、ガイドラインに違反した場合の措置を規定したものがあるかと聞いて、答弁がありません。それはなぜだと思ふかと、なぜかという質問をしたわけですよ。ですから答弁からです。

○生涯学習課長

指定管理を管理します所管課において、このガイドラインの基本的工程に沿って行っていく

ものというふうなことから、そういうふうな、委員がおっしゃられるような罰則というものは、規定はないというふうに考えております。

○川上委員

罰則というものはおかしいかもしれません。そうした場合の、基本的工程に違反した場合、ルール違反した場合にどういう措置をとるかというのは、書いていないんですよ。なぜかというのと、それを想定していないから。だから、片峯市長が2017年4月にこれを改訂しているんですけど、1年前に初めて本市でつくられたこのガイドラインについても、工程表があって、この工程表は破られることがないと。またはこの工程表は破らないと。片峯市長が改訂して、責任を負ってきたわけですよ。ルール違反を前提にしない。絶対ルール違反は起こらないということ、そういう覚悟というか、当たり前なのが、この立場として、このガイドラインの中にあるから、そうじゃない場合の措置についてはうたっていないというふうに思うんですけど、どう思いますか。

○生涯学習課長

委員がおっしゃるとおりでございます。

○川上委員

片峯市長、いいですか、今の課長の答弁、確認して。大丈夫ですか。ちょっと確認します。

○片峯市長

ガイドラインとは本来、そうすべきであるという考え方で道筋を示したものでありますから、当然そのとおりに事務が進められるべきなものだというように考えております。

○川上委員

そうしたら、議案を上程してしまっているんだけど、今からでもこのガイドラインに違反しない方策はないのか、なかったのかということをお尋ねしようと思うんですけど。実は、このガイドラインが策定されるのは、前市長齊藤さんの下で、2016年、平成28年3月ですよ。これはネットで公開されていますよ。それで、その6年前になるのか、このガイドラインはなかったんだけど、順序をたがえてしまった事例がありますよね。それは研究していると思います。研究というか振り返っていると思うので、どういう状況だったかお尋ねします。

○生涯学習課長

平成22年11月30日に提出しております指定管理者の指定、健康の森公園市民プール及び多目的施設に関してでございますが、この際に、この指定管理者の指定に関する議案の可決を本会議でいただいた後、健康の森公園の多目的施設につきまして指定管理者の指定に合わせた条例改正の手续を失しておりました。平成23年2月議会におきまして健康の森多目的施設について指定管理者の指定に合わせた条例改正案を、重ねて申し上げます、改正を失念していたことから、飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例と指定管理者の指定議案を同時に上程している経過がございます。

○川上委員

これが、議会運営委員会で議会事務局のほうで指摘した、過去にこうしたことがありますというふうに指摘した事項なんです。先ほど言ったように、このときに、かなり重大な反省をしたはずなんです。それから6年もたって、そのガイドラインがなぜできたのかよく分かりませんが。逆だ、ガイドラインをつくるのに、なぜ6年もかかったのかよく分かりませんが、その中で明確に、先ほど言われた基本的工程というのがあるわけですね。今回、陳謝、陳謝で繰り返されているんですけど、法制の職員から指摘を受けて、担当課のほう、原課のほうで、ガイドラインと突き合わせてみたら、基本的工程に違反しているというのを確認しました。ということでした。その後の経過を聞かせてもらっていいですか。

○生涯学習課長

まず、10月18日に教育部長、教育長のほうにご説明を申し上げます。その後、同日、

18日に久世副市長、20日に藤江副市長と状況をご説明し、24日に市長のほうへご説明を申し上げております。

○川上委員

どういう説明をしたんですか。教育部長、教育長にはどういう説明、久世副市長にはどういう説明、藤江副市長にはどういう説明、片峯市長にはどういう説明と、説明の中身が変わっていているでしょう。ちょっと聞かせてください。

○生涯学習課長

すみません、教育部長のほうにお話ししたのが、法制係から条例改正をしていないことの指摘を受けた14日に教育部長への報告を行っております。それで、その事実をお伝えしているところです。あわせて、関係各課とも協議をしながら、その関係各課というのが財産活用課だとか、議案の相談をしていました総務課法制のほうなんですけども、そういったところとも打合せをしております。18日に教育長のほうにもこのような状況、同じような状況をお伝えしているところがございます。久世副市長のほうには、総務課長、それから総務課の課長補佐、そして教育部長、そして私、そして生涯学習課の課長補佐と同席の上で久世副市長へこの状況を、同じような状況をご相談しております。また、20日に藤江副市長のほうにも、この状況、このことについては教育部長と私と課長補佐で状況をお伝えしています。最終的に24日に市長のほうにもご相談申し上げまして、副市長、市長のほうにもご相談した上で、12月議会、同一会期中に上程することについて、ご相談申し上げた次第でございます。

○川上委員

同じことを、このように、こういう順序で、原課が報告するとかあり得ないでしょう。呼ばれることはあるかもしれない。原課から直接聞きたいということと言われることがあるかもしれないけど、原課が自分のほうからこういう順序で報告していくというのはあり得ないと思うんですけど、どうしてこういう報告の仕方をしたんですか。何か呼ばれたりして、聞かれたんですか。

○生涯学習課長

呼ばれたのではなくて、私どものほうから、部長、教育長に相談しながら、市長、副市長のほうにご相談した次第でございます。

○川上委員

おかしいでしょう。即日、教育部長に、直属ですからね、報告するのは当たり前と思うけど、教育長も分からなくてもない。えらくのんびりしているなと思いますけど、時間が。その後が分からないでしょう。久世副市長に報告して、どういう立場ですか。業者選考委員会の責任者。それから、藤江副市長は何なんです。そして、片峯市長にまた報告するでしょう。一体じゃないんですか、一体ではないんですか、市長、副市長は。なぜ個別に副市長に報告したんですか、業者選考委員会の責任者に報告したんですか、久世さんの場合は。どういうことで副市長、副市長、市長、階段を上っていくんですか。ちょっと事情が分からない。

○生涯学習課長

18日に久世副市長にご相談しておりますが、これにつきましては、当日、藤江副市長、市長はいらっしゃらなかった、出張等でいらっしゃらなかったという、公務で対応されてあった関係で、20日、そして24日というふうな形に及んでおります。久世副市長にまずご相談したのは、12月議会で同一会期中に上程することについて、副市長のほうにご相談したところでございます。

○川上委員

だから、久世副市長のほうに報告して、同時提出をもう言っているわけね。このときに提案しているわけね。同時提出を、久世副市長にしたいということまで含めて報告したわけですね、今の話だと。

○生涯学習課長

ここについては、私のほうは提案というよりも、その取扱いについても併せて、久世副市長にご協議申し上げた、ご相談申し上げた次第でございます。

○川上委員

相談というのはどういう意味で言葉使っていますか。協議というのはどういう言葉で使っていますか。つまり、久世副市長に、この2議案を12月にセットで出しますと。それを協議したという意味ですか。

○生涯学習課長

提案方法も含めて、副市長からのアドバイスといたしますか、というようなものを、こうしようということのアドバイスを受けて、ご助言いただいているところでございます。

○川上委員

副市長が、この12月議会で2つ一緒に出しましょうという提案を原課の課長にしたということですか。

○教育部長

一連の流れでございますけれども、まず、生涯学習課長が私のほうにこういった条例改正のほうを失念して、公募のほうを行ったというふうな報告があったときに、私のところで生涯学習課長を交えて、相談した、協議検討した内容というのが、まず1番目は、条例改正をせずに公募したこと、このことによって、公募自体が成り立つのか、成り立たないのかと。もし、公募自体が成り立たないのであれば、そこから先の手続というのはあり得ないということになりますので、ここについて、まず1点確認することと。またあわせて、確認、協議検討した内容というのが、では仮に公募が無効ということになった場合に、今後の手続は一体どうなるのかと。こういうふうなことを協議いたしました。その際に出た1つの案としては、条例改正を行い、それから公募をやり直すという案も出ました。また、その他あともろもろご意見も出ましたけれども、どの案についても、冒頭に市長のほうも申しましたとおり、3月議会のほうへの議案上程ということになりますと、4月からの図書館運営について非常に支障を来すのではないかと。ここで、まずは公募自体が有効か無効かということを確認し、有効であるというふうな結論に達した後に、教育長、それから、久世副市長、久世副市長は指定管理者選考委員会のほうを持っています財産活用課の所管副市長でもございます。また、藤江副市長は、教育部の所管副市長でもございますので、両副市長のほうに、担当課、また担当部の検討結果、そして、考え方を伝えた後に、市長のほうに状況の報告をいたしまして、行かせていただきたいというふうにさせていただいたところでございます。

○川上委員

山田部長は14日に報告を受けたんですかね。

○教育部長

そのとおりでございます。

○川上委員

これはかなり重大な案件だという受け止めですか。

○教育部長

そのとおりでございます。

○川上委員

教育長にはいつ報告しましたか。

○教育部長

10月18日でございます。

○川上委員

14日の間違いじゃないんですか。

○教育部長

10月18日でございます。

○川上委員

こういう重大な案件だということを認められたけれども、18日に報告したのはどういう事情ですか。

○教育部長

私のほうに受けた報告内容をそのまま教育長のほうに報告しましたら、それはその後どういった対応をとるのかと、どういった考え方になるのかと、そういった部分の整理ができていない状況での報告になりますので、そういったところも踏まえて、先ほど申しましたように、そもそもまず応募自体が有効か無効なのか、そういったところの調査のために日数を要したものでございます。

○川上委員

そういう仕事の仕方をするんですか、教育委員会は。教育長は18日に報告を受けたわけだけど、今日おられるので、そのときの報告内容と、武井さんが教育長として、指示を出したことがあると思うけども、それをちょっとお尋ねします。

○武井教育長

先ほど教育部長が申しあげましたことと重なろうかと思えますけれども、部長のほうでまず一報、報告を受けて、その後、市のこういったことへの対応の関係課、あるいは顧問弁護士と、そういったご意見も踏まえて、その上で私のところに参って、報告を受けております。

○川上委員

この4日間の中に、顧問弁護士に、部長責任で、教育長に相談せずに、顧問弁護士に先に相談に行ったということ、今おっしゃっているんですかね。

○武井教育長

そういう報告を受けましたので、今、経緯のご質問でございましたので、そういうふうにご回答させていただきました。

○川上委員

教育長は、この案件は、4日もたって知ったわけだけど、なぜ即刻、即日、自分に報告してくれなかったのかとか、普通は言うと思うけど、そういう指摘はしていないという感じですかね。

○武井教育長

十分な、記憶は定かではありませんけれども、当然そういったことも、大きな事案でございますので、そういったことも当然、指導いたしたと思えますが、先ほど申しましたように、話の中身はそういった今後の対応ということが、どうあるべきかということについて、部長のほうから報告を受けたところでございます。

○川上委員

私が聞いたのは、4日もたって、なぜ自分に報告するのかと。自分は教育長なんだから、こういう議会に対する、自分たちのガイドラインにも違反しているし、議会に対しても大丈夫かと、責任を負えるのかということで、そういう案件を4日間も教育部長が担当課長と共有はしているのに、自分には隠しておったと、4日間も。どういうことかという指摘を普通はすると思うけど、そういうことはなかったんですね。

○教育部長

先ほど来から教育長への報告のほう、確かに遅くなった部分については否めない部分でございます。ただ、その数日の間、ただ何もせずに情報を手元に持ったまま報告が遅れたということではございません。報告を受けたことに対して、果たしてどういった対応が一番良いのか、どういったところができないというふうになるのか、そういったところをはっきりとさせた上

で、問題を整理して、教育長のほうへ報告を差し上げたということでございますので、4日という日にちでございませけれども、教育長への報告が遅れたということでございます。

○川上委員

遅れたことについては認めるわけですね。

○教育部長

4日というのが、最大限、鋭意努力して、4日後の報告となりました。その4日間でまだまだ短縮できたのではないかと、もしくは、取り急ぎ情報の内容を整理せずに報告だけでもおいたほうがいいのではないかとというふうなご意見はあろうかと思えます。ただ私のほうでは、情報を上に報告するに当たっては、整理をして、渡すべきものだというふうに判断しましたので、そういった対応をとったものでございます。

○川上委員

そここのころの心境はよく分かりません。市民に対する責任、議会に対する責任という角度から言えば、教育長に、最高責任者なんだから、直ちに、即日報告があつてしかるべきだったと思えますよ。原課の課長は、山田部長が4日間も止めるということについて知っていたんですか。部長と課長が一体となって、4日間、教育長の耳に入れなかったということなんですか。山田部長だけの判断ですか。

○教育部長

その4日間の中に、先ほど申しましたように原課のほうへは、応募自体が有効なのか、無効なのかというのを取り急ぎ調査するように指示をし、その結果が出たのが4日後ということになります。ですので、4日間、手元に、担当課長と部長の間で情報を教育長に報告せずに対応しておこうとか、そういったことで4日間というふうになったわけではございません。あくまでも生涯学習課長も合意の上で、一定の判断、まずは最低限、公募が有効なのか、無効なのかぐらいは調査した上で、報告しようということで話し合っていたところでございます。

○川上委員

顧問弁護士は誰ですか。

○教育部長

井上道夫弁護士になります。

○川上委員

いつ相談しましたか。

○生涯学習課長

10月18日でございます。

○川上委員

今度は、弁護士に報告するのに何か資料をまとめておいたという答弁をするつもりですかね。何で、弁護士の相談が18日になるんですか。

○生涯学習課長

通常、弁護士相談の、顧問弁護士の相談を出す場合は、総務課通知で行うものですが、弁護士との日程調整の中で18日になった次第でございませ。

○川上委員

弁護士と会うのが18日になるということであれば、なおのこと、さっき、山田部長がおっしゃったけれども、取りあえずの報告をしてしかるべきじゃないですか。この話は、さっきの課長の答弁でいえば、片峯市長がこの事態をいつ知ったかはよく分からない。市長は、この事態についてはいつ知ったんですか。

○生涯学習課長

私のほうで報告した日は10月24日でございませ。

○川上委員

それは課長が市長に報告した日で、片峯市長がこの事態を、法制の職員から指摘を受けて、教育委員会がこういうことを調べ始めたというのはいつ知ったのかというのを、片峯市長に聞いたんです。

○教育部長

市長への報告は先ほど担当課長が答弁させていただいたとおりでございます。それ以前に教育部、また教育委員会のほうから市長のほうにこの件についての報告などは行っておりませんので、先ほど課長が答弁した日にちが、市長がこの件について把握をされた日ということになります。

○川上委員

あなたに聞いてないでしょう。片峯市長に聞いたわけ。片峯市長は、いつこの事態を知ったか、24日なんですか。原課の課長から聞いて初めて知った。それ以前は知らなかったわけですね。ちょっと時間かかるから、片峯市長、簡単なことしか聞いてないでしょう。見解とか求めてないじゃない。いつ知ったかだけ聞いているんよ。

○片峯市長

10月24日に報告を受けて知りました。

○川上委員

えっとかなり重大ですよ。法制の職員が14日に指摘をした、原課で悩んだ、部長報告した、部長は、弁護士との関係で何て言いました、日程調整をお願いした、4日間もこの情報を隠していてよ、弁護士から何らかのアドバイスを受けて、そして教育長に言った。教育長は、その日のうちに市長に報告するのが普通と思うけど、武井さん、何で18日、片峯市長に事態について報告しなかったんでしょうか。したかもしれませんね。武井さん、どういう状況になったんですか、市長との関係は、18日以降。

○教育部長

教育長のところのご報告の折には、問題の状況とともに、今後副市長、また市長のほうに、私どものほうから報告をさせていただきますというふうなお話を申し上げた次第でございます。

○川上委員

いちいち教育部長が答弁に立ったら、本当に時間がかかってしょうがないよ。何が論点なのかも分からなくなるでしょう。武井教育長に聞いとるんだから、立ちなさいよ。

○武井教育長

先ほど教育部長が申したと重なりますけれども、副市長のほうに話をするというのでございました。

○川上委員

意味が分からない。あなたはそのときに片峯市長に原課の課長が報告するまで俺は黙っておくと、大体教育長は、いつ片峯市長にこのことを報告したんですか。

○武井教育長

先ほど答弁で出ました10月24日の日でございます。

○川上委員

そしたらあなたの場合は18日から24日まで、1週間近くも片峯市長に、この事実を伝えなかったということですね。そういうことなんですかね。6日間だ、ね。18、19、20、21、22、23、24だから7日間。7日間こういう重大な問題を、片峯市長に伝えようとしなかったわけですね。そうなんですよ、確認してください。

○教育部長

先ほどもご説明しましたがけれども、当然市長に報告を上げる前には、関係副市長、両副市長のほうへ事の状況、今後、どういった考えで進むのがいいのかと、そういったふうな報告もございまして、今、委員が申されている間については、それぞれ副市長への説明など、行って

いたところでございます。

○川上委員

武井さんは、24日に原課が片峯市長に説明に行くことについてはいつ知りましたか。

○教育部長

副市長への説明については、教育長説明の折に、今後副市長のほう、そして市長のほうへ報告するといったことでは報告はしておりましたけれども、副市長また市長の日程がいつ空いているのかということは、教育長のほうに説明をしたときには把握はしておりませんでしたので、教育長のほうは、私どもがいつ副市長、また市長のほうへ報告へ行くのかといったことは、私のほうから申し上げてないので、教育長のほうはそのときは把握はされてなかったはずです。

○川上委員

びっくりしますよね、この無責任な集団のことを聞いたら。片峯市長は、私は当初予算に反対していますから野党の立場ですよ。だけど飯塚市民が、過半数の、前は無投票だったけど、飯塚市民が選んだ市長ですよ。教育委員会は独立性もあるわけだけど、市長は最高責任者ではないですか。その最高責任者にこういった事態が起こっているのに、10日もかかっているんですよ、教育長の耳に入るまで。今の話だとですよ。あり得ますか。あり得ないですよ、そんなことは、普通は。あなた方が答弁したことが本当に事実かどうかというのは私も疑念を持っています。しかし、片峯市長も含めて、法制の職員が問題を指摘して10日もたって自分は知りましたと、堂々とここで答弁しているわけですよ。一体何がここで起こっているのかということになってくるかと思うけど。片峯市長、24日以前ないし24日以降、議案上程、あるいは今日までの間に、谷一文子さんが率いるこの会社と直接お話をしたりしたことはないですか。

○片峯市長

ありません。これまでも、指定管理のときに、教育長のときに指定管理が決まって、一回ご挨拶にお見えになったかなという気がしますが、そのときにお会いしただけで、それ以降お会いしたことはございません。

○川上委員

このことについて、図書館流通センター、指定管理者候補に話をするようにと、協議をするようにということはなかったですか。

○片峯市長

すみません、お尋ねの意味が分かりません。

○川上委員

市長の立場で直接は、図書館流通センター、谷一文子さんほか、そういう業者側と会っていないということなんだけど、会って協議をするようにという、そういった指示を出したりしたことはないんですか。

○片峯市長

もちろんそういう指示を出したこともありませんし、先ほど部長が言いましたとおり、一番気になって、24日に尋ねたのは、指定管理、これまでは3館だったのが5館で公募していますから、それが変更になる。しかしながら手続上、そのことを議決いただいてなく公募したということについて、これが無効であったときに、どうなるのかというのは尋ねましたら、先ほど来答弁していますように、そのことは適切ではないけども有効であるというように、担当部のほうから答えをいただきましたので、この関係の指定業者との件については、全く触れておりません。

○川上委員

14日から18日、24日までの間ね、ごめんなさい。18日、久世副市長が知る、20日、藤江美奈副市長が知る、久世さんと藤江さんは片峯市長に、久世さんは6日間、藤江副市長は5日間、報告してないということになるわけね。聞いていますか。ちょっと久世さん今日来て

ないんであれですけど、藤江さんは片峯市長に、20、21、22、23、24、5日間、秘密を持ったことになるわけですよ。副市長、本当に、あなたが20日に聞いたときに、20日に聞いて以降、片峯市長に24日まで報告しなかったんですか。

○藤江副市長

私は10月20日の9時から説明を受けましたが、その後すぐ、公務で熊本に出張がございましたので、そのまま出発しておりましたので、市長にはご報告しておりませんでした。

○川上委員

どこに出張に行ったと言いましたか。

○藤江副市長

熊本でございます。熊本です。

○川上委員

報告してから出張に行くのではないんですか。この重大案件。

○藤江副市長

説明を受けた後に、この後、どのように市長に話をされるかと尋ねたところ、この後市長のご予定を確認して報告をするというふうに担当課から伺いましたので、必ず市長のほうにも報告してくださいということで申し伝えて、私はそのまま出張いたしました。

○川上委員

まずそのときの態度、おかしいでしょう。久世副市長と違う立場ですよ。あなたは福祉文教担当副市長ということでしょう。即報告して普通と思うけど。熊本に行ったのは1日か何日か知りませんが、24日まで5日かかっているんですよ、片峯市長が知るまで。あなたが報告する、こういう報告を受けたよという、5日もかかりますか。市長と副市長の関係ですよ。あなたの任命権者なんですよ。副市長なんですよ。なぜ5日もかかるんですか。熊本に行こうが行くまいが。ちょっと説明してくださいよ。

○片峯市長

まず2点ございます。一つは、たしかちょっとあのスケジュール表を持ってきてないんですが、私が東京のほうに道路関係で出張だったと思います。ですからその間不在にしています。もう一点は、久世副市長にしろ、教育長にしろ、藤江副市長にしろ、何かの相談の折には、もう個人でなくて、担当の部長なり、部長、課長、伴って、一緒にお見えになることがほとんどでございます。といいますのが、私のほうからいろいろ尋ねますので、そのほうが機能的なので、通常もそうしております。

○川上委員

無責任な状況があったのではないかと指摘して質問しましたけど。そこで、この公募が無効であるか、無効でないかというのが、一番最初に自己防衛的に思いついたわけですよ。それでどういう場合が無効なんですか。どういう場合は無効ではない、有効なんですか。基準は何かお尋ねします。

○生涯学習課長

今、委員がご質問なされています。どういう場合が無効かということについては、特にそこまで研究しているところでは、調査しているところではございません。今回の取扱いについて有効か無効かということについては、行政実例大全、第一法規が出しています解説書のほうを確認しながら、あるいは、先ほどお話に出ています弁護士事務所のほうにもご相談しながら、今回の取扱いについて、正しい手続のやり方ではないけれども、法律的に違法性はないというふうなご助言をいただいているところでございます。

○川上委員

だからその基準を聞いているわけですよ。正しくはないというのは、なぜ正しくないというのか。だけど違法ではないというのは、何に照らして違法でないのか。そこを聞かせて、今の

2点。

○教育部長

まず正しくない、適切でないと言った部分がどの部分かということになりますと、午前中ちよっとご質問がございました指定管理者制度の運用に関するガイドライン、こちらのほうに記載されている手続の流れに即していない。こういったところが適切ではないと。ただ違法か、違法ではないのかということになりますと、議案として、上程させていただく分については、少なくとも条例改正、それからその後の指定管理という流れの中で、上程をすれば違法ではないというふうなところでございます。

○川上委員

市の顧問弁護士、井上弁護士がガイドラインを見て、これはガイドラインに違反してますよ、正しくないというふうに言ったわけですか。

○生涯学習課長

井上弁護士のほうには本市の指定管理者制度の運用に関するガイドラインでは、公募前に条例の制定改正について議会へ議案を提出するよう定めていますということをお話ししております。担当課としては、同一会期中に議決することは可能と解釈しているために、違法性まではないと考えるのですがということをお尋ねしました。井上弁護士のご助言は、担当課意見のとおりだと。同一議会で条例改正と指定議案を提出することは、事務処理上いいとは言えないが違法性まではないとというふうなご助言をいただいている次第でございます。

○川上委員

確認しようとしたのは、課長ね、井上弁護士、顧問弁護士は、飯塚市のガイドラインを読んで、見て、基本的工程、フローチャートを見て、そして違反しているというふうに確認して、正しくはないというふうに言ったんですかと、見たのかということをお聞きしたわけですか。

○生涯学習課長

法律相談の際に、私たちがこのガイドラインをお見せしたか否かについては、お見せしての相談というふうにはなっておりません。ガイドラインについてはホームページでも公表されておるものではございますけど、弁護士のほうが事前にそれを見られてあったかどうかということを確認しているものでもございません。

○川上委員

こんなに立派なフローチャートがあるのに、基本的工程が見られるようになっているのに、見ない弁護士のほうが悪いというわけにいかないでしょう。あなたたちが相談に行くんだから。ガイドラインそのものの全体を示していない、相談するときに。自分たちが大変困っているんだけど、どうにかして違法でないようなことにならんのかなみたいな相談をしたら、クライアントですから、違法性まではないよとなりますよ。だからまず正しくないというのは、ガイドラインのことなんだけど、弁護士にあなた方は見せていないということは分かりました。もう一つ、違法とまでは言えないと。それは、どの法律との関係を言っているわけですか、あなた方は。弁護士がどういう、何の法律を言っているか、後で聞きます。あなた方は違法ではないというとき、どの法律のことを言っているんですか。

○生涯学習課長

地方自治法第244条の公の施設の設置、管理及び廃止に関わる条項の部分というふうに認識しております。

○川上委員

説明してください。

○生涯学習課長

まず地方自治法第244条の2の規定でございますが、普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事

項は条例でこれを定めなければならない。そして第244条の2第6項のほうでは普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない、この条項が該当するものというふうに認識しております。

○川上委員

ほかの法律は、照らしてないですか。

○生涯学習課長

ほかの関係法令については、特段調べておりません。

○川上委員

弁護士が違法性はないでしょうと言ったとき、その弁護士は何の法律との関係でこうですという説明がありましたか。

○生涯学習課長

関係法令条例等につきましては先ほどご答弁申し上げました地方自治法第244条の2、そして飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、そして飯塚市立図書館条例、これについて確認をさせていただいております。

○川上委員

それは弁護士がそのように、今、言われた市条例を取り上げて、チェックして、違法性はないというふうに弁護士が言ったんですか。今、弁護士の話をしているんですよ。

○生涯学習課長

顧問弁護士相談の際に、先ほど申します関係法令・条例等をお見せしてそのようなご助言をいただいている次第でございます。

○川上委員

想定してないから、ガイドラインも想定していない、まして法律でそこまで細かく書きませんよ。そしたら飯塚市では法令違反ではなければ正しくないが、やりたいことをやりますという教訓しか残らなくなりますよね。先ほど言われた平成22年、23年のことは、法令違反ではなかった、法違反ではなかったという教訓でしょう。でも正しくなかったと。6年もたったけど、ガイドラインで工程表を明確につくった。目の前にある、手の中にある、ところが気がつきませんでした。そうしたらすることがあるではないですか。当然あなた方も考えた。ガイドラインに抵触しない選択肢があるでしょう。あなた方の立場で言ってもよ。指定管理者制度活用についてガイドラインに抵触しない選択肢があったでしょう。どういうことを検討しましたか。

○生涯学習課長

もう一つの方法についてでございますが、現行の指定管理の分を延長するということでの議案を出すという、例えば1年延長をするという形での議案を出すというような方法も検討しておりました。

○川上委員

それはどの段階で、時間的流れですよ、どの段階で、どのレベルで、そのことを検討し始めましたか。

○生涯学習課長

10月14日に、このことが判明した時点から、そういった方策も併せて検討しておりました。

○川上委員

そうすると14日もう既にそれを考え始めたわけですか。

○生涯学習課長

14日の判明時点で最善の方法はいかなる方法かということも含めて、そういった方策も検討してみました。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 53

再開 14 : 05

委員会を再開いたします。

○川上委員

先ほど生涯学習課長が、ガイドラインに抵触しない方法は考えなかったかという私の質問に対して、現指定管理者による契約変更を1年延長するということを考えましたということ、これ議決が要りますけど、考えましたということなんだけど。これは14日の段階で思ったというから、ということは、教育部長もその発想が、発想は共有したんですかね。

○生涯学習課長

そのことについては、私たち当課のほうで検討を試みたということで、最終的にはそういう方策については、結論には至っていないというのが実情でございます。そのことについては教育部長のほうに、私のほうからそういったことについては、結論が出なかったことから、報告は申し上げておりません。

○川上委員

そしたら原課のほうで考えたけど、部長には言っていないということを確認しました。しかし、私が思いつくぐらいだから、あなた方の立場になった場合、部長も考えたと思うわけですよ、考えていませんか。

○教育部長

私のほうで報告を、生涯学習課長のほうから受けたときに、一番に考えたのは、先ほど冒頭申しました応募自体、公募自体が有効か無効かで、次の方策としましては、これも先ほど申し上げましたけれども、公募を一旦もう白紙に戻して、再度条例改正、そして公募という手続をとったときにスケジュール的に来年3月までにそれが可能なかどうか、例えば、仮に可能だったとしても4月からの図書館運営に影響が出ないのか、そういった観点からの検討のほうは行っていたところでございます。

○川上委員

ちょっと質問にはお答えになりませんが、教育部長だから、最後の言葉のとおりであれば、市民のサービスに迷惑がかからないという点でいえば、課長が答弁したようなことも言われなくても部長が頭の中に浮かんできたと思いますよ、本来。浮かんでこなかったですか。

○教育部長

1年延長というのは、ちょっと私の中では、発想としてはそのときは浮かんできませんでした。

○川上委員

そのときはとおっしゃいました。そのときというのは14日なのかもしれませんが、その後浮かんだことがあるわけですね。

○教育部長

先ほどの課長答弁を聞きまして、そういう方策もあったのかということで考えた次第です。

○川上委員

それは今ということですか。

○教育部長

はい、そのとおりです。

○川上委員

今からでも遅くないというせりふがありますけど、片峯市長ね——。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:09

再開 14:10

委員会を再開いたします。

○教育部長

先ほどの川上委員の、1年延長というのをいつ知ったのかということに関しては、先ほどの課長答弁のほうで知りましたということで、先ほど答弁のほうをしておりましたが、今ちょっとご指摘のほうを受けまして、市長、教育長、副市長のほうに報告した折に、そういった方法を担当課長のほうが話していたということで、私のほうがそちらのほうは認識をしておりますでした。申し訳ありません。

○川上委員

とんでもないドラマが今浮かんできているんだけど、教育長と市長に言ったときには、課長が、今言った1年延長ということがあるということをやったというふうに、部長が言っているけど、課長はさっきそう言わなかったよね。原課で止めて、部長には言っていないと言ったではないですか。原課で止めたと言ったでしょう。要は今の話だと市長や教育長に対しては、原課にとどめずに、こういう考え方がありますというのを言っているというふうに、部長が、門外漢の部長が、蚊帳の外の部長が答えていますよ。どういうこと。

○片峯市長

こういうことでございます。24日に報告に来た際に、もしこのことをいろんな条件で、今議会に上程できなければどうなるのかということ、私のほうが尋ねました。そのことについて、生涯学習課長がそうすると議決をいただければ、直営ですか、今の指定管理のところに、もう1年という形をお願いするか。ただそのときには5館ではなくて3館ですということはありますが、もうその前に、担当部や担当課、教育委員会としては、ぜひ両議案を上程させていただいて、来年度からのスムーズな運営にご理解をいただきたいと思っていますということでしたから、そのように議会のほうにもお願いさせていただいて、そう対応しましょうというように回答したところでございます。それが一連の流れでございます。

○川上委員

議会は、片峯市長の翼賛機関ではないので、チェック機関なので、ガイドラインに違反している公募、これに基づいて指定管理者候補を選定して、議案に出すということが、どれだけ不適当なことかというのは、さんざん言っているではないですか、自分で、執行部として。そういう中で、市長自身が原課の課長に、それを避ける方法はないのかということでしょう。そして、こういうことがありますよと、こうなるでしょうと言っている。こういうガイドラインに違反しない道があるのに、違反する道を選ぶ。5年間ずっと言うわけですよ、この業者に対しては、ガイドライン違反で仕事をとった業者ですと。この図書館流通センターというのは全国で、やっぱり頑張っているほうと自分では書いていますよ、この社長も。社長も返り咲きなんでしょう、今年4月。もうこの会社が実はその飯塚市のガイドライン違反の議決によって、議案によって、仕事をとったんですよ。1年延長という手もあったんですよ、ガイドライン違反に。こうなってくると週刊誌的な話になるんだけど、こういったことがなぜ起こるのかというので、心配して先ほどこの会社との協議はしていないのか、したのかというふうにお聞きしたんだけど、してないということなので、協議したらいいじゃないですか、あなた方としては、1年間、5年間で契約するのか、ガイドライン違反して5年間やるのか、1年延長でガイドラインに違反しなくてやるのか、どっちがいいですかということに、あなた方と業者の間ではなるのではないんですか。それなら業者は、ガイドライン違反ではなくて、まずは3館でしょうけど、1年延長で、正々堂々と仕事をしたいと。さっき職場で、官製、何だっけ、ワーキングプワ状態ではないのかという指摘もちょっとあっていましたけど、働くスタッフがみんな堂々

と胸張って働けるじゃないですか。市民もそうかと言って、図書のサービスを受けることができるのではないですか。そういうことをあなた方の立場から言えば、考えてしかるべきだと思ったんだけど、そういうことは、どこで消えたのかなと思ったんだけど、もう片峯市長が問合せたときにはポツと浮かんだけど、それから先、この選択肢は日の目を見なかったんですね。

○教育部長

そもそもこの公募につきましては、手続上不適切ではございましたけれども、公募の段階で、既に5館の指定管理という条件の下、応募が2者からあったものでございます。その応募した2者につきましては、両者とも5館が指定管理として、対象の施設となるということを踏まえた上で、応募して来られている業者さんですので、内容的に、手続的には不適切ではあったけれども、特段その他何か不正があった、そういったものではございませんので、今回この状況となつてはおりますけれども、議案の提出のほうをさせていただいている次第です。

○川上委員

聞けば聞くほど驚く答弁が続きますよ。不適切ではあるけど、違法ではないから上程させていただきますと。議会はチェック機関・監視機関ですからね。あなた方、翼賛機関ではないから。それで何か効き目のある質問を用意しとったんやけど、部長の答弁を聞いてびっくりしたからちょっと今消えているんで、後でびっくりするような質問しましょうね。

それで条例案を出されていますね。その第3条、どこがどう変わったのか、ちょっと説明してくれますか。

○生涯学習課長

条例の第3条、管理について改正前は、図書館は、飯塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。ただし、飯塚市立図書館、飯塚市立図書館筑穂館及び同庄内館（以下「指定管理館」という。）の管理は、指定管理者（第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせるものとする。という文言のところなんですけども、改正後の第3条、管理においては、図書館及び地域館（以下「図書館等」という。）の管理は、指定管理者（第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。というふうに改正しております。続いて2項のほうでは、前項の規定により、図書館等の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条第3項、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第5条中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会の承認を得て指定管理者」と、第6条第2項中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と読み替えるものとする。という改正を行っております。第3項のほうにおきましては第2号において、改正前では、指定図書館の設備に関する事。という部分を、第2号において図書館等の設備に関する事。そして第3号では、改正前では前2号に掲げるもののほか、指定図書館の運営に関し教育委員会が必要と認める事。その部分を第3号として改正後は、前2号に掲げるもののほか、図書館等の運営に関し教育委員会が必要と認める事。以上の所要の文言の改正を行っております。

○川上委員

片峯市長、自分が提出者なんで、私が言うのもおかしいけど、現行条例は、3館については、「ものとする」となっていたでしょう。指定管理者に管理させるものとなっているじゃないですか、条例は。ところが、あなたが今度改正しようとしているものは、5館についてですよ、「できる」という規定になったんですよ。だから、この「ものとする」から「できる」というできる規定に変わっている。ここに何と言うか、さっきの、私から言えばBプランだけど1年延長とか、直営とか含めたことをあなた方自身が、キャパを、枠を広げているのではないかと思うんだけど、この改正はそういう趣旨ではないんですか。

○生涯学習課長

この指定管理条例の、この「行わせることができる」規定あるいは「行わせるものとする」

という文言の規定のうたい方でございますけども、以前も本市の指定管理の条例の中では、ほとんどが「行わせるものとする」という規定でされておりました。昨今の指定管理の条例を改正する際には、「行わせることができる」というふうな規定文でしているというふうなことを、法制のほうの相談の中でそういうふうな指導、アドバイスを受けているところでございます。

○川上委員

5館について、直営もできますよということを書いているわけですよ。指定管理もできますよということをおなた自身も提案しているんですよ、今度の条例改正第3条は。だからこのおなたが提案している条例改正第3条は、5館を直営にすることもできる内容なんですよ。

○生涯学習課長

今、委員がご指摘されていますように、直営も可能な条項になろうかと思えます。

○川上委員

ましてや、1年延長ということで、片峯市長は、自分がつくったガイドライン違反の指定管理を行ったと言われなくて済むわけですよ。飯塚市長は、そういうことをやる市長だと。片峯氏というふうに特定しなくても、言われずに市民の信頼を今失っているんですからね。自分がつくったガイドラインに違反するような飯塚市長になっているわけですから。これを回避することができる条件が、既にあって、おなた自身も条例改正の第3条においては、直営というのものもあるわけよ。そういうことを考えてもらいたい。

それからこの件については、議会側に相談があったと思えますけど、副議長にはいつ相談しましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:26

再開 14:26

委員会を再開いたします。

○教育部長

副議長にというよりも、正副議長に対する議案説明ということで、11月17日に、正副議長のほうに議案の説明のほうを行わせていただいております。

○川上委員

それは臨時議会の日ですか。

○教育部長

私の手帳のほうは臨時議会ということで書かれておりますので、この日、たしか臨時議会ということですよ。

○川上委員

私は副議長にはいつ説明したかと聞いたんですよ。なぜそういう質問をするのかというと、おなた方は、原課の課長は部長に報告する。その次に教育長に報告する。その次に久世副市長に報告する。その次に藤江副市長に報告する。そしてようやく10日たったら、11日たったら、片峯市長に報告するでしょう。ボトムアップ型というんですか、これ。危機管理能力が問われる。そうすると議会に対しても、先に副議長に報告するのかなど。危機管理的な言葉で言えばと思って、副議長にはいつ説明をしたのかと聞いたわけ。ちょっと答弁をきちんとしてください。

○教育部長

正副議長に対して、個別に議案の説明のほうをさせていただくことはございません。

○川上委員

議案とは言っていないでしょう。このことと言ったではないですか。事件でもないし事故でもない、さっき片峯市長と話したんだけど。でもこの案件と言ってもいいけど、議案じゃなく

て、こういうことが起こりましたというのを、議案の説明ではなくて、上程をしたいと考えているというのは、あなた方の論理から言えば、副議長から議長へという流れで、案件の説明をしていくのではないかと思ったんだけど、どうですか。

○教育部長

先ほど申しました11月17日の正副議長への議案説明以前に、今、質問委員がおっしゃられる個別にこの件というふうなことで、議案の関係をお話したことは一度もございません。

○川上委員

議案の件でと言っていないでしょう。この案件と言っているのではないですか。この出来事、案件、在り様。

○教育部長

この案件についてご説明したことはございません。

○川上委員

教育長はどうですか。

○武井教育長

教育部長と一緒に、お話したことはございません。

○川上委員

藤江副市長、片峯市長は、ないんですか。

○藤江副市長

私もこの日以前にお話したことはございません。

○片峯市長

ありません。

○川上委員

議長も11月17日、議案説明において初めて話をしたと。議長と副議長はびっくりしたでしょう。どういうやり取りだったんですか。

○教育部長

本件に至る経緯についてご説明のほうをしたところまでは私のほうもはっきりと覚えておりますけれども、今回重大な案件でございますので、正副議長のほうから、いろいろとご質問が飛んできたかと思っておりますけれども、詳しくはちょっと、私のほうも記憶してないところでございます。

○川上委員

正副説明が終わったら議運に回しますよということかもしれませんけど。それでこの条例、条例改正は、施行はいつになるんですか。

○生涯学習課長

令和5年4月1日でございます。

○川上委員

飯塚館、穂波館、筑穂館を指定管理とすると決めているのに、この3館について、今度はできるという規定に変える理由は何ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:32

再開 14:33

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

行わせることができる規定に変えておりますのは、先ほども答弁もしておりますけど、直営も指定管理もどちらでもできるという取扱いでございます。それとは別途に、指定管理をする

場合は指定管理の指定議案を提案させていただいて、それで議決をいただいた場合は、指定管理のほうに行くというふうな形になるというふうに認識しております。

○川上委員

そうすると逆に、穂波館と穎田館は理由があって指定管理にしなかったんだけど、これを今度指定管理にできるということにするわけですね。理由は何ですか。

○生涯学習課長

現在指定管理で運営している飯塚、筑穂、庄内に加えまして、穂波、穎田についても指定管理とすることで、これまでの実績を基にもありますが、市内にある全図書館が統一した方針で運営が可能となります。また、職員体制や対応が効果的にも進められ、図書館運営の効率化につながると考えるものでございます。

○川上委員

統一した方針とは、何のことですか。

○生涯学習課長

例えば指定管理事業者による各事業やイベント等を5館で取り組むことができるようになりまして、統一した方針での図書館運営が可能になるというふうに考えております。

○川上委員

指定管理者が要求していることなんですか、現在の。議案書を見るといろんなイベントを提案していますよね。こういうことができるよと。そういうことですかね、統一の方針でやれるというのは。

○生涯学習課長

今委員がおっしゃるとおりでございまして、イベント等やあと職員のスキルアップなどありますが、統一した形で図書館運営が可能になるというふうに思っております。

○川上委員

それは現在の事業者の求めによるというふうに理解はできますけど、そういうことですか。

○生涯学習課長

もちろん指定管理になりますと、民間事業者が有する活力、そしてノウハウを活用することによって、市民ニーズにより効果的、効率的に対応することが可能となって、ついでには住民サービスの向上が図られるというふうに考えております。

○川上委員

そしたら要求によって、統一した方針、住民サービスの向上を図られる。ちょっと住民サービスの向上と言われる具体的なものをちょっと挙げてみてもらえますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:37

再開 14:39

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

先ほど質問委員が質問されました内容について訂正させていただきます。事業者のほうから5館をしたらということのご質問かと思えますけど、その点については事業者のほうからの提案ではございません。あくまでも我々飯塚市のほうからそういった形で募集したということになっております。

○川上委員

質問に答えてください。

○生涯学習課長

恐れ入ります、もう一度、ご質問をお願いできればと思います。

○川上委員

統一した方針で住民のサービスの向上ということをおっしゃったので、具体的にはどういうサービスの向上があるのかお尋ねしたんですよ。

○生涯学習課長

現在5館で統一した形で行っていますのが、図書の貸出し・返却・検索を行う図書館システムのほうを、我々市のほうで準備いたしまして、それを使用していただくと、指定管理者のほうにご利用いただくということと、2つ目には各図書館間での図書リクエスト、配本業務がございますが、図書の総合貸出し・返却の運用として、日に2便の配本車を運行、連絡等を行っていることがございます。3つ目には図書館資料の選書、発注等につきまして、5館で資料選定委員会を開催して取り組むなどの統一した形がより一層期待できるというふうに考えております。

○川上委員

分かりにくいけど、今3点おっしゃったうちの1番と2番については、現在でもできていることをおっしゃっているんでしょう。

○生涯学習課長

図書館システムについては、直営館、指定管理館、共通でやっているところです。2つ目の図書リクエストについては、指定管理館のほうもご協力いただいて、直営館のほうのカバーをいただいているというようなことは実態としてございます。

○川上委員

3番目は分かりませんでしたね。要するに、統一した方針でとかいうけど、現在、穂波で借りて飯塚で返す、筑穂で借りて庄内で返すとか、できているわけでしょう。で、これは何ら変わらない。だから、穂波館と穎田館については、特別な指定管理者による、できる規定でもいいけど、特段のメリットはない。だから、統一した方針でどうのというのは、消える感じですよ。

職員体制はどういうメリットがあるわけですか。

○生涯学習課長

この直営2館を指定管理館とすることで、まず、穎田館の図書館司書の廃止については、まず、指定管理者職員で補うことによって、人件費相当額、人件費増額分以上の人員配置が可能となりまして、また現在、穂波館、穎田館の市雇用の職員については、現在のところ、会計年度任用職員ということもございまして、1年更新の雇用となっております。指定管理者の雇用でありますと最低5年間は継続雇用となりまして、安定的に職員を確保できまして、市民サービスの向上につながるものというふうに思っております。

○川上委員

そうしたら生身の人間を会計年度採用せずに、指定管理者に雇用をお願いするという考え方なんですか。

○生涯学習課長

現在、お勤めでいらっしゃる会計年度任用職員さん方の考え方にもありますし、あと、この2館が指定管理になるところでの受託者側の雇用の考え方は、ちょっと私のほうでは分かりませんが、募集要項のほうに定めておりますのは、飯塚市立図書館運営の基本的な考え方の(3)の中には、指定管理者は、飯塚市立図書館の人的・物的知識の集積を継承発展させるため、現に勤務する図書館職員を継続雇用に努めるものとするという一文を入れているところではございます。

○川上委員

図書館流通センター、TRCは4月27日、定期株主総会を開いたと、新社長に谷一文子代表取締役社長が就任と、決議したと、谷一氏が社長に就くのは2度目、丸善CHIホールディ

ングス取締役も兼務するというような報道がありますね。これは事実として確認していますか。

○生涯学習課長

今、質問委員がおっしゃられる内容については確認に至っておりません。

○川上委員

株主総会ですから株式会社でしょう。当然ながら、利潤追求、利益を追求するのが仕事ですよ。配当をしないとイケないので。どこで利益を確保します。人件費でしょう。5年間、その契約ということで、5年はこの職員の方たちも民間会社の雇用になるんでしょうけど、5年間は安定していますよと、本当なんですか。雇用の内容については、先ほど少し出ていましたけど、把握しておられないんでしょう。どういう労働条件、雇用していくのか、把握しているんですか。

○生涯学習課長

指定管理になられます相手方の会社の雇用状況については、我々のほうでは把握はいたしておりません。

○川上委員

無責任と言われたら、言いようがないでしょう。

それで、公募は正しくはないが、無効ではないとか言っていましたけれど、公募決定はいつですか。

○生涯学習課長

公募の募集に当たっての決裁は令和4年5月10日でございます。

○川上委員

公募そのものはいつですか。

○生涯学習課長

公募期間は令和4年6月1日から8月1日までの2か月間でございます。

○川上委員

選定委員会の開催はどういうふうになりましたか、お尋ねします。

○生涯学習課長

選定委員会のほうは令和4年10月7日に第1回会議をいたしまして、令和4年10月21日に第2回を行っております。

○川上委員

構成メンバーをお尋ねします、選定委員会の。

○生涯学習課長

選定委員会の構成メンバーは学識経験者3名、公募委員2名、施設専門員1名、市職員1名の計7名で構成されております。

○川上委員

どういふ方々がなっていますか。

○生涯学習課長

具体的な職名、個人のお名前は選定に関わることで、公表は控えさせていただきます。

○川上委員

何か問題がありますか。個人名は聞いていないよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:50

再開 14:51

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

まず、質問の構成メンバーの内訳になりますが、まず学識経験者のほうでは大学の教授を招いております。あわせて、税理士1名、そして行政書士1名に入っています。公募委員のほうは2名、女性の委員さんを一般市民の皆様の中から募集をかけております。施設専門員につきましては、図書館に携わっていらっしゃる関係者を、担当課のほうからご依頼いたしまして、入っています。あと1名は、市職員ということになります。

○川上委員

市職員は誰ですか。

○生涯学習課長

教育部長です。

○川上委員

片峯市長、これによって、時系列ちょっと言いましょうね。10月7日、第1回選定委員会。1週間後の10月14日に法制係職員がガイドラインとは言わなかったのかな、順番が違いますよと指摘をした。それで、担当課長と部長は改正前に公募はどうなのかと、無効ではないかとか、考え始めたのが10月14日。そして教育長に報告するのに4日かかって18日。それで、教育長が何と言ったのかよく分かりませんでしたけれど、同じ日に久世副市長に報告をしたと。もう1回目やっているんですよ、選定委員会。それで、その2日後に藤江副市長、それから、藤江副市長だね、10月20日。そして、10月21日、選定委員会が2回目行われて、この中でキーパーソンは山田部長でしょう。全てを承知しているよね。全て承知しているでしょう。そして、藤江美奈副市長は、福祉文教委員会担当副市長ですから、翌日、選定委員会があることを承知ですよ。こういう10月7日の1回目の選定委員会、2回目の選定委員会、山田部長も入る。こうした中で、まさに今、もしかしたら、選定委員会をちょっと待ってくれと、市長にまだ報告していないからちょっと待ってくれとかいう判断ができたかもしれないその時期に、あなた方は集団で10月21日の選定委員会を押し切ったわけですよ。

それで、選定委員会の委員長は誰ですか。

○生涯学習課長

学識経験者3名のうちの1名の方でございます。

○川上委員

この学識経験者に、この案件について、10月14日に明らかになったというふうにあなた方が言い張っている案件について、この選定委員会の委員長、学識経験者に伝えたのはいつですか。

○生涯学習課長

当課のほうでは選定委員会の事務局としてではございませんので、うちのほうからこの委員長のほうにお伝えしたということはいたしておりません。

○川上委員

選定委員会の委員長、学識経験者にこの事態を伝えたのはいつかと聞いたんですよ。いや、伝えていないとかいうのを聞いているんじゃない。いつ伝えたかを聞いているんです。

○生涯学習課長

当課のほうでは分かりません。

○川上委員

じゃあ誰が分かるんですか。山田部長が分かるわけ。

○教育部長

私のほうから委員さんのほうに、今回の手続についての件を報告したことはございません。

○川上委員

片峯市長、さっき時系列を言いました。これを片峯市長が無答責で、北海道に行っていたからとか、出張していたからとか、言うことはできないと思う。何度も、選択肢においても、仮

に1年延長という道もある、あるいは直営でいくという道もある、委託で、道もある。これによってガイドライン違反を回避することができた。また、公募を、選定終了ではないわけだから、市側に重大な失敗があったので公募取消しというのも、決まる前に、候補者を決める前に止めることもできたんですよ。この時系列で明らかのように、市長の判断で。ところが、その市長に伝わったのは21日が終わった3日後なんです。だから、時間稼ぎをしていたんではないんですかと。市長に早く伝えていれば、市長の判断があったのかもしれないんですよ。でも議会もあったじゃないですか。ちょっと委員の皆さんにもこの流れ、ちょっと長い質問だったので、ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、このガイドライン違反を回避する道があったのに、あえて、何らかの事情で突き進んで、議会にあなた方が判断してくださいよと、議会が否決したら直営でいきますよ、1年延期議案を用意しますよという乱暴な態度を、今、飯塚市長と執行部は議会に対して取っているとと言われても仕方がない状況に今あると思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今回、指定管理を3館から5館に増やすわけなんですけど、私ども議会は以前、平成20年とか、飯塚市の図書館サービスの平準化と向上を求める請願というのを全会一致で請願を採択しております。これはもともと合併以来、公の施設の検討の中で、図書館を5館から3館にしようという行革の流れがあったときに、いやそれはそうではないよと、市民の方々の請願があって、きちんと5館を、きちんと維持してほしい。そして、その水準をきちんと、ばらばらなので、下でそろえるんじゃなくて、上げてそろえてくださいという請願だったんです。これを議会としては、全会一致で請願を採択して、穎田の図書館の廃止、並びに穂波の図書館の廃止については一旦止まった形になったわけです。それで今回、指定管理が5館になるということは、ある意味その方向に沿ったものとして歓迎するものではあるんですけど、ただ他方で、今回、条例の提案の中には、開館日並びに開館時間に関するものはございません。当然のことながら、5館を指定管理する中で、市民サービスもそれぞれの地域の方々に対して同じようにしていく、中央館と地域館という差はあるかもしれない。それにしてみても、その差はできるだけ縮めるべきだと思うんです。現状がどうなっていて、そして今回その点に対しては、どう検討されたのか、ご案内ください。

○生涯学習課長

この2館は毎年、利用者のアンケートをとっております。利用者のアンケートの結果、回答率がちょっと少ないところも、何とも否めないところがあるんですけども、そちらのほうでは、今ご利用いただいております時間については現状でいいという場合と、延ばしてほしいとかいうふうな質問項目もあるんですけども、そこの回答がそれぞれに同じような数で、いずれも38%ほどあるような状況でございます。そういった状況の中で、今回、開館時間も考えなくはなかったんですけども、現状では、今後の課題として、また、そういったニーズを図りながら、よりよいサービスに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○江口委員

もう一度お聞きします。開館時間と開館日が現状どうなっているのか。そしてどのような検討がなされたのか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:03

再開 15:15

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

先ほどご質問の図書館の開館日と、あと開館時間についてのご質問だったかと思います。まず飯塚市立図書館のほうにおきましては、休館日は月曜日、毎月第3火曜日は基本的に休館となっております。そこのところが、休日の場合もありますが、その場合は振替休館を、直近の平日で休館日をとることがございます。基本的には月曜日、そして毎月第3火曜日が休館日というふうになります。筑穂館と庄内館は基本的には月曜日、月曜日が祝日等になりますときは直近の平日で振替をとりますことがあります。基本的には月曜日が休館日で、それ以外のところでは開館をしております。穂波館も同じように月曜日でございます。筑穂館、庄内館と穂波館は同じです。大きく違いますのが穎田館でございます。穎田館は施設のほうが交流センターと現在併設しているところがございます。土曜日、日曜日と休日、こちらのほうは閉館しておりますので、開館ができない状況があります。開館時間で大きく違いますのが穂波館、穎田館で、こちらのほうが午前9時から午後5時までと、筑穂館、庄内館は9時半から6時までというふうにしていますので、地域館の中での違いといいますと、現行では穂波館がオープンが30分早く、穎田館と穂波館が30分早く、1時間早く5時に閉館すると。これは筑穂館、庄内館が午前9時半から始まって午後6時までというところの違いがございます。この違いにつきましては検討してきたところではございますけれども、現行のままで行いながら、今後検討をしていきたいというふうには思っているところでございます。

○江口委員

案内があったようになりかなり違うわけですよ。穎田に関しては交流センターがあるからというふうな、そういう話あったんだけど、交流センターがあっても開館はできるんですよ。だけれど開館してない。もともと、あそこ図書室、公民館図書室だったという経緯もあってはあるんだけど、ただ、私も議会としてはきちんとそれを平準化して、サービスレベルを上げてよという話をさしあげていた。今まではどちらかという、指定管理者であるところと直営であるところとの差があって、先々また、廃止とかいう話が出てくるのかなと思ったところが、これがちゃんと指定管理になるということは、一歩前進だと思うんですが、じゃあそこで、協議の中で、今、検討したという話があったんだけど、どういう形で検討したのか、もう少し詳細を教えてください。なぜこのままという形になったのか、併せてお聞かせください。

○生涯学習課長

当初検討では単純に筑穂館、庄内館と開館時間を合わせるというふうなことも検討いたしましたが、これについてはもう現行を一旦はしていこうということでの検討をしてきたところでございます。

○江口委員

検討の場はどういったところで、担当課だけでやったのか、それとも関係各課、どことどことことかと、一緒にやったのか、教えてください。

○生涯学習課長

まずは、導入推進委員会に最初に素案を出す段階で、当課としては、そろえる案を出しておりました。その後、導入推進委員会の関係をされております関係者、関係職員のほうからも助言等をいただきながら、結論といたしましては現行のとおりということで検討結果は至っております。違いといいますのが、30分間ということではあろうかと思いますが、そういった内容のことも踏まえて、現行のままということでの検討結果になりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」案及び「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」に反対の立場で討論を行います。

まず住民サービスの向上の視点から見れば、穂波館、颯田館を新たに指定管理者による指定管理ができるように変更する理由が見当たりません。ないのであります。また、正しくはないが、違法ではない。適切ではないが、法律には違反していない。このような言い方が、市長、教育長をはじめ、市幹部の口から堂々と出るのを、飯塚市の子どもたちはどう見るでしょうか。飯塚市の指定管理者制度の運用に関するガイドラインに違反があり、それを回避する方策があったにもかかわらず、指定管理者候補を選定する選定委員会には、当事者である教育部長が配置されていたにもかかわらず、事実を隠して押し切り、さらに全てを掌握する立場にあった片峯市長が、議会にげたを預けるかのように、強引に議案を提出するやり方は、住民サービスの向上とは全く縁がなく、市政に対する住民の信頼を著しく失墜させる行為であり、到底認めることができません。本市議会が、このような議案を容認し、可決するというような事態になれば、飯塚市議会そのものの信頼、信用が失墜するのではないかと深刻に心配するわけです。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

私は、「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」並びに「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」について、賛成の立場であります。ただ2点、お話をしておきたいと思います。議会運営委員会そして今回の福祉文教委員会でも、ずっと質問がありましたように、ある意味やっぱり、手続としては不適當である。そのことは皆様方も認めているところであります。ぎりぎり適法であるので、良しとしますが、この不適當な状況は、今回、2回目ですよね。同じようなことがないように、何らかのチェック体制をつくらなければならないと思っています。それは、教育委員会だけではなく、市として、しっかり法制とともにやっていただきたいというのが1点。そしてもう1点は、先ほどお話をしました、開館時間並びに開館日についてであります。ある意味、今回、市としては、子ども図書館をつくるというものを併せて、今回、指定管理者5館にするということは、5館体制をきちんと維持をするという意味の表れとして歓迎すべきところであります。ただし、その開館時間、そして開館日について、この機会にちゃんと横並びにできなかったことに関しては、猛省を求めたいと思います。ぜひ、早い時期に、足並みがそろうようにやっていただきたい。先ほど利用者アンケートについて、同等であったというお話がありました。当然ですよ、利用者アンケートだから。そこに来られる方々なんだから。5時までに来られる人にアンケートを取ったんだから、今までどおりでいいやという方も多くおられたんでしょう。けども、利用できていない方がいっぱいいるわけでしょう。市役所の職員の方々も、仕事が終わって行こうと思っても行けないわけですよ。これが、飯塚館、そして庄内、筑穂であれば、6時までなので、できるわけですよね。やっぱりそういうことを考えると、しっかりと足並みをそろえる、それをやっていただきたい。そのことをお願いしたいと思っています。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」について、原案のとおり

可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（学校施設における児童の転倒事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（学校施設における児童の転倒事故）」について、補足説明いたします。

議案書の81ページをお願いいたします。提案理由としましては、学校施設における児童の転倒事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するものでございます。

まず、損害賠償の額は269万3000円です。1、事故発生の日時、場所につきましては、令和3年3月18日木曜日、午後1時25分頃、飯塚市立飯塚東小学校敷地内でございます。相手方は当該小学校の児童、当時は1年生とその親権者であります。

3、事故の概要につきましては、提出資料の事故現場見取図にも示しておりますが、相手方児童は昼休み時間に、友達3人と追いかけてっこをしていました。体育館とその横にあるコンクリート製のウォールの隙間を擦り抜けようとした友達を捕まえようと気をとられ、側溝の蓋につまづき転倒、負傷したものでございます。

損害の状況ですが、外傷性歯牙脱臼、これは、下の前歯、永久歯1本が抜け、脱落したものの。外傷性歯牙破折は、上の前歯、永久歯2本が欠けるなど、破折するけがを負ったものでございます。

事故の発生原因としましては、事故の概要にも記載しておりますが、相手方児童は、側溝の端に、コンクリート製の蓋があるが、事故当時は、その蓋の一部が割れて溝の中に脱落しており、その部分で転倒し負傷したものでございます。

次に、示談の内容としましては、市は、施設の安全管理が不十分であったことから、この内訳書のとおり、損害賠償額として、主には、将来治療費を保障するため、269万3000円の支払い義務があることを認め、相手方との合意、和解を踏まえ、支払うものでございます。なお、本件につきましては、今後、損害賠償手続を進めることなど、事故の概要等につきまして、本年4月22日の本委員会で報告し、様々な視点からご指摘を受けたところでございます。

事故の発生現場につきましては、転倒した箇所にあったコンクリート製ウォールは撤去し、側溝もフラットに再整備を行っており、また、学校施設の安全管理につきましては、全小中学校で同じような、同様の事故発生を防止するため、緊急点検を実施するなど、改善や安全対策を講じております。

今後も、児童の安全を第一に、学校施設の安全点検管理を徹底し、また強化し、事故の再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第113号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

さきの委員会でも報告があった案件ではありますが、改めてお聞きいたします。この事故の場所に関するチェック体制はどうなっていたのか。まず、そこからお聞かせいただけますか。

○教育総務課長

学校施設の安全点検については、どのようにやっているのかということになります。安全点検につきましては、学校施設等における危機管理マニュアルに基づきまして、各学校では校内安全点検実施計画を作成し、また安全点検を実施しております。教育委員会におきましても、

学校施設点検管理マニュアルに基づきまして、各学校で実施された学校施設安全点検チェックリストの提出を求め、学校施設の安全の点検の確認を行っております。また、点検の結果につきましては、修繕を依頼する箇所については、学校施設等修繕依頼書兼損傷等の報告書にて確認するなり、学校と協議し、適宜、的確な対応を図ることとしております。

○江口委員

本件事故は、令和3年3月18日に発生しているわけですが、この場所の損傷については、いつから学校が把握していたのか、その点はいかがですか。

○教育総務課長

側溝蓋が外れていたことにつきましては、事故報告の際に、教育委員会としても学校側と確認しております。事故報告を受け事実確認をする中では、いつから側溝蓋が壊れ、また外れていたかの詳細については、確認ができませんでした。事故の発生原因につきましては、学校の安全点検の不十分さ、設置者である教育委員会の指導の不十分さから来た重大な責任であると認識していたしております。

○江口委員

これは3月の事故なんですけれど、いつからか分からないという話なんですけれど、壊れたのがいつというのは特定できないにしても、いつ頃からあったというのはつかめていないということですか。例えば、年末にはもう壊れていたよとかであったりとか、壊れていたら壊れていたで、修理しなくちゃいけないだろうし、当然これは対処しなくてはならないわけですよ。お金が必要だったら、これを修理しなくちゃいけないのというふうな話が上がってきたりするかと思うんですけど、そういったものも何もなかったんでしょうか。

○教育総務課長

先ほど学校の危機管理マニュアル等におきまして、学校で不備が発生した場合、施設の改善等がある場合につきましては、学校からも学校施設等修繕依頼書なり、また、係のほうには一報を受けるなりで、連絡しながら改善を図っておるわけなんですけども、この現場につきましては、再三の確認をいたしましたけど、ちょっといつ頃からというのが明確に分からないままの状態でございました。

○江口委員

本当に分からないというのは、いかなものだろうと思うんです。この事故を受け、こうやって和解が成立するという形にはなったんですけど、この後、各学校に対しては、どのような安全対策を求めたのでしょうか。

○教育総務課長

事故後の学校の対応につきましては、事故現場の管理につきましては、事故後の対応としまして、まず体育館とコンクリート製ウォールの隙間に、児童が進入できないように、コンパネ板で塞ぎ、夏季休業期間の、夏休みの期間、令和3年8月になりますけども、コンクリート壁を撤去し、側溝を再整備する改修工事を行っております。また、全校につきましても、同様の事故の発生を防止するため、全小中学校の側溝など外構等に特化した施設の緊急安全点検を、4月中に実施いたしました。その際に、同じく側溝の蓋、マンホール蓋の破損や欠損等の異常を発見しております。点検報告を受けた小学校5校、また中学校3校の計8校については、資材を支給するなり、改修を完了しております。また、その他改善した項目としては、学校敷地内でも、やはり遊んではいけない場所等については、特に低学年の児童に目で見ても分かるように、サインや案内板等を設置するなどの工夫について学校現場と協議を進めて設置をいたしております。その後も、本年7月に各学校から教育委員会に報告いただいた学校施設の安全点検チェックリストを基に、令和4年8月に学校施設内の建物周りや、犬走りなど、また運動場や遊具施設、のり面等の安全点検を実施いたしております。結果としまして、やはり39か所のご報告がありました。このことにつきましても、全て対応を完了しておるところでございま

す。

○江口委員

点検の頻度についてはどうなっています。

○教育総務課長

学校危機管理マニュアルの、当該飯塚東小学校の例を挙げれば、毎月1回は必ず点検を行っております。また、教育委員会からのおきましても、学校施設の点検マニュアルという形で、従前につきましては、年2回の確認を行っておりますけれども、今回の事故を契機にいたしまして、学期ごとの年3回、7月、10月、1月へ変更し、またその結果を基に、教育総務課の職員立会いの下で、全ての小中学校の現地調査を行うように改めまして、現場と教育機関のダブルチェックを行い、危険箇所に努めるよう変更いたしております。

○江口委員

月1回という話があったんだけど、本当にそれでいいのかなあと思ったりはするんですね。そのことに関しては、ぜひもう一度教育委員会の中で、実際に現場と、現場の学校と思ったら、ある意味、それぞれ誰が担当だよと決めるわけでしょう。危機管理マニュアルを見せていただいたんだけど、細かく決まっていますよ、どこどこは誰々ってね。そうすると、本当に月1が正しいのかどうか。月1ということは、下手すると、損傷が起きてから3週間、下手すると30日ほったらかしとかいうか、気がつかないということがあり得るわけですよ。子どもたちが走り回ったりすることを考えると、もっと頻回にすることをぜひ考えていただきたいと思っています。現実には、現場の先生方がこの事故があった東小学校にしてみても、結構事故の後、今、結構見て回っていただいているよというのは、お聞きしたりはするんです。そうすると、そういったことを現実に合わせて、ないし、あるべき姿はどうなのかというのをきちんとやっていただきたい。やはり、そしてまた事故があった後においても、その事故現場がそのまま翌日もそのままだったと。当事者の保護者が、いや何でここ、このままなのと、ちゃんと同じようなことがないように、カラーコーンを置くとか何とか、やることあるでしょうという話を被害児童の保護者が言ったという話なんですよ。ぜひそのことも併せて、しっかりやっていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における児童の転倒事故)」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

追加議案書23ページを御覧ください。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正によりまして、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして、本市教育職員の給与を改定するものであります。提案内容といたしましては、別表第4条、第14条関係の全部の改定を行い、給料月額を全号級で増額

改定いたします。施行日は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。なお、資料として新旧対照表を議案書24ページから28ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第128号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

江口委員から「子ども図書館について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。江口議員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。江口委員に発言を許します。

○江口委員

今、指定管理者の部分でもちらっとお話ししましたが、今、市としては子ども図書館を、穂波図書館を子ども図書館に改修したいとして検討委員会等々やっております。その部分について、実際に穂波の利用者等々の関係もありまして、所管事務調査をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長

お諮りいたします。当委員会として「子ども図書館について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願ひします。

(挙 手)

全会一致。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「子ども図書館について」を議題といたします。江口委員に質疑を許します。

○江口委員

ありがとうございます。今回、子ども図書館をつくるという、ここに関しては、図書館というものが非常に大切であると私は思っておりますので、大歓迎ではあるんですけど、ただ、しっかり考えると、ちょっと、もう少ししっかり考えなくてはいけない点があるんじゃないのっという点がありますので、数点確かめたいと思います。まず、全国の子ども図書館といわれるものの状況について、資料をお願いしたいと思っております。委員長において、お取り計らいをよろしくお願ひいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○生涯学習課長

資料提供は可能でございます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 47

再開 15:47

委員会を再開いたします。

資料がサイドブックに掲載されておりますので、ご確認ください。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。御覧のように、結構な数、子ども図書館というのがあるんです。で、気になっているのが、先日、渋谷区の笹塚図書館に行ったんですね。そこは、公営住宅を改装して、1階を子育て支援施設、そして2階に子ども図書館をやっているんですね。そこを見て、ふーん、こんな形でやっているのかと思いながら、見た後で、じゃあ大人の方々はどうやって利用しているんだろうと思ったら、そこから歩いて10分弱ぐらいのところに、笹塚図書館というのがね、また駅の、商業施設と一緒にあったビルの中にあっただけです。その距離関係からすると、これだけ近いところに一般の図書館があるから、ここは子ども図書館として、専門に近い形でやっているんだなあというふうなことを感じました。で、そう思いながら、ほかの子ども図書館と言われているものを見ると、あれあれ、結構近いところに、同じようにやっているところは多いんだなと思ったんです。また、今回資料を出していただいて、お願いをして、距離、おおよそその距離に対してどのぐらいで行けるんだろうというのは、ネットからの検索でお願いして、時間も書いていただきました。で、この状況について、市としてはどのように把握しているのか、お聞かせいただけますか。

○生涯学習課長

質問委員がおっしゃられました笹塚子ども図書館をはじめ、東京都内の区立子ども図書館など、都市部に設置されている子ども図書館は、一般利用ができるほかの区立図書館と近距離にある傾向が、この表からも分析ができます。一方、地方都市ほど地形や交通網などの諸事情もあると考えられますが、一般利用ができる図書館と距離の離れた子ども図書館もあることが分かります。

○江口委員

言われるように、結構近くにあるんですよ。そのことを念頭に置いて数点質問したいと思います。まずこの子ども図書館の検討に至る経過、どのようなものがあつたのか、ご案内ください。

○生涯学習課長

数点ございます。まず平成13年に施行されました子どもの読書活動の推進に関する法律の制定を受けて、本市では子ども読書推進計画を策定して、3期目を迎えております。本市の読書環境を調査検討いたしまして、飯塚市立図書館5館には、子ども用スペースを設置し、家族で絵本や読み聞かせを楽しめるように配慮しておるところではございますが、その他の来館者と同じフロアとなっており、子どもの発する声や読み聞かせの声が気になることで利用を敬遠するとの声もあり、気軽にゆっくり利用できるとは言い難い環境でございます。一方、ブックスタートの普及などにより、幼児期から読書の大切さに対する一般の認識が高まったこともございまして、子どもが安心快適な環境で本に触れることができる専用の場所があれば、子どもの成長のみならず、感情を共有する保護者にとっても幸せな空間となるというふうに考えたものでございます。

○江口委員

前、子ども図書館への移行を希望されたというお話があつたということを知ったことがございますが、その点はこういったことだったのでしょうか。

○生涯学習課長

まず、平成22年度に、この穂波図書館の存続廃止についての論議が、この市議会のほうでもありました。現在は存続をこれまでできてきているわけではございますが、当時、平成22年度における穂波図書館の利用者アンケート調査や地域の声として、飯塚市自治会連合会穂波支部、

それから飯塚市穂波地区公民館等連絡協議会からそのアンケートの調査内容、それぞれのご意見を総括したものとして、飯塚市立穂波図書館のあり方に関する要望書が平成22年9月17日に提出されております。10月8日の図書館運営協議会においては、今まで協議等がなされたボランティア団体や地域の方々のご意見、また利用者アンケートや要望書を参考に、穂波図書館の方向性に対して意見を求めたところ、図書館運営協議会としては、1つ目、まずは図書館として存続すること。2つ目、地域の意見を尊重し、子ども図書館へ移行を検討すること。3つ目、地域に愛される図書館づくりを目指すこと。として総括をされております。このことを平成22年10月19日に開催された公共施設等のあり方に関する調査特別委員会において、ご報告を申し上げているところでございます。

○江口委員

さっき、図書館の指定管理者、そして条例改正の部分のときもお話ししたように、当時、平成22年前後に関しては、図書館を5館から3館にしようという流れがあった。それに対して地域の方々とかは、いやきちんと残してくれというお話があった。その流れの中で、この要望であると考えています。だから、今お話があったように、1つ目として、まずは図書館を存続させてくださいよと言ったわけですね。で、その方策として、どうするんだろうねと言ったときに、子ども図書館というのは、生き残り、穂波図書館が生き残るための一つの策として有効かもしれないということで、ご提案がなされたのではないかと思ったりもするんです。で、今回穂波図書館を子ども図書館とするというふうな話なんだけれど、そこはなぜなのか、そしてまた地域の方々、今でも利用されているの方々がおられるわけです。その方々が、今回子ども図書館となったときにどうされるのか。そういった方々に対して、子ども図書館となりました。蔵書構成はがらっと子どもに振りますと。そうすると、いや、私たちはどこに行くのかということもあり得るわけです。その点に関してはどうお考えですか。

○生涯学習課長

現在、まだ結論には至っておりませんが、成人向け図書につきましては、どの程度まで配架するのかとか、あるいは、そのうち、子育てに関連する育児書、新聞や雑誌などについては検討委員会等でご意見も頂戴しているところでございます。新聞雑誌等の読書に来館される市民の方々もおられますので、新聞雑誌については配架する方向で検討をしたいというふうには思っているところでございます。一方で、一般の図書をご希望される利用者の方々におかれましては、図書資料検索システムでの検索や紙の図書リクエストでの、借りたい本を図書予約サービスでご利用いただくというような配本サービスで対応をしたいというふうには考えております。

○江口委員

予約サービス、予約して配本していただくというのはね、まあそれもありかもしれないんだけど、ということは、手に持って確かめられないわけですよ。そしてすぐそこで借りていかれないわけですね。果たしてそれがいいのだろうか、どうだろうか。ご利用されている方々を見ても、結構年配の方が多くとお話を聞いています。そういった方々の中で、だんだんだんだん車を乗らなくなってくると。そうなってくると、穂波で借りられないんだから飯塚に行つてよというのも一つかもしれないんだけど、その飯塚に行つてよということが、本当に住民サービスとしていいのかどうなのか、そこについては考えなくてはならないと思っているんです。で、出していただいた資料、見ていただきたいんですが、結構近距離に親館というか、一般の図書館があるのが1点と、あともう1点、先ほど笹塚に行きましたというお話をしました。笹塚を見ていただくと、これ笹塚子ども図書館、これ、延べ床面積で見ると、400平米弱なんです。361平米ですね。で、片一方で、じゃあ今この穂波館はどのくらいあるのかというと、全体で963平米あるわけですよ。1階、2階ともに400平米強あるわけですよ。それを考えると、例えば、子どもをメインにする、子ども図書館をつくる、これ大歓迎なんです。

だけれども、片一方でそのときに、いやもう一般の方はもうここはなしなんですよではなくて、一般の方々にもきちんとサービスするんです。1階が子ども図書館なんです。2階が穂波図書館なんですとかね。そういった形でも十分にできるのではないかと思うんです。ぜひその点も考え合わせて、検討委員会でしっかりやっていただきたい。そうしないと、せっかく子ども図書館をつくろうという、図書館サービスを前に進めようというときに、いやいや、肝腎の私たちの話を忘れてもらっては困るというところで、後になって、もうどーんとね、絵ができたときに、地域から、いや、これはノーだよ、地域はこれを求めてないんだという声が上がったら、元も子もないと思うんです。ぜひそのことをしっかり考えて、議論をしていただきたいということをお願いをしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、江口委員から、「支援対象児童等見守り強化事業について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。江口委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○江口委員

支援対象等見守り強化事業なんですけど、昨年度から、主任児童委員の方々をお願いをするというような形で事業がスタートしました。ところが今回、今の段階で、公募というふうな形で事業者を募集して、公募しての事業展開が検討されています。その点について、今年度でやりたいということですので、事業としてはもしかしたら年明けからスタートするというふうな形になるのではないかと思います。次の委員会を待っていると2月になってしまいますので、事業がスタートしますので、ぜひその事業スタート前に幾つかの点を確認したいと思い、所管事務調査をさせていただきたいとお願いをしております。委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「支援対象児童等見守り強化事業について」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

全会一致。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「支援対象児童等見守り強化事業について」を議題といたします。江口委員に質疑を許します。

○江口委員

まず、資料要求させてください。現在、公募でやってる支援対象児童等見守り強化事業に関する仕様書並びに募集要項について、資料を提出していただきたいと思います。委員長においてお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できませんでしょうか。

○子育て支援課長

はい、提出させていただきます。

○委員長

ただいま江口委員から要求がございました資料については、要求することにご異議あり

ませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 16:02

再開 16:02

委員会を再開いたします。

資料をサイドボックスに掲載していますので、ご確認お願いいたします。

○江口委員

すみません、資料提供ありがとうございます。まず、この支援対象児童等見守り強化事業について、現状とプロポーザルに至るまでの経緯をお聞かせください。

○子育て支援課長

今現在、こちらの支援対象事業等見守り強化事業ですけれども、令和4年11月末現在で14世帯、25名のお子様に対して支援を行っております。この事業につきましては、まず、地域での見守りを進めるという観点から、現在、主任児童委員にお願いをしているところでございます。しかしながら、必ずしも支援が必要な家庭全て訪問ができるわけではなく、アプローチの難しさが課題となっておりました。そのため、現在、飯塚市が始めました子ども食堂の補助を開始したことによりまして、市内の民間団体等とのつながりもできましたことで、今後は市が指定する世帯だけではなく、民間からの情報提供により、支援が必要である市が把握できていない世帯等にも手が届くのではないかとということで、民間の力をいただきたいということで、今回プロポーザルにて民間の方を公募しているところでございます。

○江口委員

次に、今回の公募している事業概要についてご案内ください。

○子育て支援課長

事業の概要につきましては、支援が必要な家庭に対しまして、事業者が訪問し、世帯の状況把握を行うとともに、必要に応じて、食事の提供の支援や基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、また市と連携しながらそのほかの市の事業等につなげていきたいというふうに考えております。こちらの、今の事業者の訪問については、国の支援対象児童等見守り強化事業の実施要項のほうにもありますが、子どもの状況把握、こちらを実施し、その際、必要に応じて食事の提供や基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、また学習習慣の定着等の学習支援を実施するものとされておまして、これらに基づいて考えております。

○江口委員

次に、事業対象についてご案内ください。

○子育て支援課長

本児童の対象者は、飯塚市に住所を有する次のような世帯の子どもさんたちになりますけれども、まず、飯塚市の要対協に登録されてある要保護児童、要支援児童、特定妊婦のうち、定期的な訪問により見守りの必要がある世帯、また次に、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や子育てに不安感を持つ家庭等のうち、定期的な訪問等により見守りの必要がある世帯、また、もう一つ、事業者において見守りや生活支援が必要であると考えられる子どもたちがいらっしゃる世帯で、本市が必要と認める世帯、こういったところが事業の対象になります。

○江口委員

これですね、仕様書のほうに委託料の内容の中で対象世帯としてこうやってあるんですが、言われるように世帯数は16世帯程度とあるんです。そして、市のほうが、飯塚市要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童、要支援児童、特定妊婦のうち、見守りが必要である世帯、ここに関しては、ここに関して、イの地域社会から孤立しがちなところ、見

守りの必要がある世帯、ここに関しては市のほうが、これ指定するわけですよ。そして、ウの中で、事業者が見つけたところとあるんだけど、そこに関しても本市が必要と認める世帯とあるんです。世帯数からしても結構限られていると思うんですが、市が指定してここに行ってくださいとお願いするのは、16世帯のうち、どのぐらいあるというふうな理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

この16世帯につきましては、すみません、要対協の中で、主にネグレクト、育児放棄等の状況が見られる支援を行っている世帯について、16世帯くらいを計算しまして、今回3か月、先ほど質問委員がおっしゃられましたように、来年1月から事業を開始したいと、今プロポーザルを準備しているところでして、今回は3か月だけですので、まず16世帯というふうな形で計算したものでございます。

○江口委員

要対協の中のネグレクトのケースを、16世帯お願いをしたっていうふうな形ですよ。となると、で、ここ、通常のこれ読んだときに、えーっと思ったのがですね、頻度なんですけれど、次に実施方法を見ると、実施方法のAで訪問支援とあるんですよ。これで月4回以上を目安に直接訪問し、保護者児童への声かけなどによる見守りを行うとともに児童の現認を行うとあるんです。月4回、要は週に1回行けという形ですよ。なおかつ、食事または食品の提供とあるんだけど、この食事・食品の提供は月に1回なんですよね。で、2千円上限なわけですよ。毎週来るんだけど、そのうち1回は食材を持ってくると。あと3回、何と言って行くんだと思うわけです。で、そしてネグレクトの家庭なわけでしょ。要は、事業者に、この世帯に行ってくれということ、要対協の対象児童だということは、そういった状況を含めてお知らせするんだけど、と思うんですが、市から事業者への情報提供はどういったものを予定しているのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

訪問していただく世帯につきましては住所と氏名と世帯構成、また特に気をつけていただきたい点ですね、例えば、子どもさんが1人でいることが多い等の通告等によって支援しているところは市は情報を持っていますので、例えばそういった子どもさんの、具体的なものは言わなくても、ちょっとこういったところに子どもが1人で夜、家にいないかどうか等も気をつけてくださいなどというような形で、言える範囲の情報をお渡ししようと考えております。

○江口委員

ある意味センシティブな個人情報をお渡しするわけですよ。個人情報保護法制、飯塚市にも条例ございますが、その条例との関係はどうなっておりますか。

○子育て支援課長

今回は委託契約を行いますので、飯塚市のほうでは、飯塚市長が管理する個人情報の保護に関する規則第8条に、委託契約等の記載事項ということで示されておりますので、こちらを明記した上で個人情報の保護に努めてまいりたいと考えております。

○江口委員

個人情報保護条例では外部提供については、基本、原則禁止なんです。で、そこに関しては、幾つかのクリアになる条件があるんだけど、本人の同意があるとき、法令または条例に定めがあるとき、これ個人情報保護条例第14条第2項なんだけど、人の生命もしくは身体の安全または財産の保護等のため緊急かつやむを得ない理由があるとき、会計または業務監査のため必要であると認められるとき、そして第5号として、前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聞いて、公益上の必要があると認めたときでない、外部提供できないんですけれど、ここの中のどれに当たるんでしょうか。

○子育て支援課長

個人情報保護条例で申しますと、第28条に受託者に対する措置というものがございまして、実施機関は個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは当該委託を受けた者に対し、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないというふうにされております。その保護するために必要な措置として、先ほど申し上げました飯塚市長が管理する個人情報の保護に関する規則第8条、こちらについて、委託契約書の記載事項として、個人情報を守るための項目を掲げるということで対応していきたいというふうに考えております。

○江口委員

受託者に関しては、個人情報、要は情報処理の部分ではないかと思うんです。この受託者と、この事業の受託とは別ではないかと思うんですよね。その点は法制等の確認は済んでおりますか。

○子育て支援課長

はい、確認しております。

○江口委員

前々からこれ公募してくれという話をされていて、だったんだけど、そのときずっといただいていたのは、要対協の情報は出せないんだという話をずっとされていたわけです。今回、がっつり出す形でやられるんですけど、でも、ちょっと考えていただきたいのは、週1回来られて、そのうち1回は物を持って来るんだけど、あと3回は手ぶらなんですよね。それでどうやって行かれるんでしょう。これが支援対象等見守り強化事業の枠の形ではなくて、養育支援訪問事業、ヘルパーとかの派遣をするんだと、そういうふうな形で、週に一遍ヘルパーが入って、ネグレクトの家庭で、生活習慣がうまくできてない、食事を作ることがうまくできなかったりとか、家の中がある意味ごみ屋敷みたいになってるところに対して、こうやってやるんですよと、一緒に手を動かしながらやるような事業であれば、週1回というのはあり得ると思うんですけど、とてもこれは残り3週が手ぶらで来られて、子どもの現認をしなくてはならない、行く事業者のほうも大変だと思うんですよ。コンコンとして、どうやって言うんでしょうね。そして、その相手さんにどうやってつなげるんでしょうか。

○子育て支援課長

今回の支援対象児童等見守り強化事業におきましては、食事の提供だけではなく、生活習慣の習得支援や学習習慣の定着等も目的としておりますので、お食事を持って行かない残りの3回については、そういった生活習慣を定着させるために声かけを行っていただく、子どもさんと直接会って話をさせていただく等のことを考えております。しかしながら、質問委員がおっしゃられますように、この事業自体については今後もいろいろ課題が見えてくるものだというふうには私たちも考えておりますので、今回3か月、まずやってみようというところで、民間の方の力を借りるような形での公募という形をとりましたが、また、来年度以降もこの事業はどういった形で展開していくのがよいのかということ等は、しっかりと検証しながら事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

提案してある金額等、1回当たりの単価を考えると、1回単価で4千円弱、3千円の後半、3800円前後ぐらいが、1回の費用としてあり得るという計算に、すごくラフな計算なんですけど、なるわけです。その中で、ちゃんともうこれはヘルパーの、ヘルパーと言うか、そういった部分の生活支援をやっていただくための費用ですよと言うんだったら、それはそれで分からなくはないんだけど、そこをきちんと明記しないと、事業者にとっては、いやいや、行きました、見ました、帰りましたとなると、それこそ、いやいや、それでこの金額ですかというのが一つと、で、先ほど言ったように、情報がどれだけ出せるのかというやつが一つ。そしてまた、そういった厳しいご家庭であればなおさらのこと、そういったのに対応がきちんとできる方が行くのが普通ですよ。当然のことながら、それを今まできちんとやってきていただ

いたのが主任児童員であるとか、児童員であるとか、それこそ家児相さんとかであったりかなわけでしょう。ある意味、主任児童員の方々が行っていただいているのが月1回なわけでしょう。ですよね。これからさらに頻回に行くわけですよ。順番逆だよねと思うんです。民間のところに行っていただくのであれば、どちらかというともっと広い、ポピュレーションアプローチ的な、ベースのことをやっていただく。で、こういった厳しいご家庭には、ある意味、そういったトレーニングをしっかりと積んでおられる方々、今既におられる方々、そしてまた、主任児童員とかの方々、今、要対協メンバーになったと、指定の仕方についてはちょっとありますけれど、それでもその方々も要対協のメンバーなんだということになると、ちゃんと情報共有ができるわけですよ。ですよね。そこを考えておかないと、スタートするのはいいんですけど、いや、これちょっと違くないかというふうな形になるのではないかと危惧をしております。もともとの厚労省の考えていたやり方とは、かなり違う形でのやり方だと思っていますので、その点を改めて、しっかりと協議をした上で、事業を始めるか始めないかも含めて、やっていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和3年度分）について」、報告を求めます。

○教育総務課長

飯塚市教育委員会事業評価結果報告書（令和3年度分）について、補足説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、令和3年度に実施いたしました本市教育委員会事業について、点検及び評価を行い、その事業評価結果に関する報告書を作成しましたので、同条第1項の規定により提出するものでございます。

提出資料の飯塚市教育委員会事業評価結果報告書を御覧ください。1ページをお願いいたします。1ページには、点検評価を行う目的、教育委員会の組織などについて記載いたしております。

次に、2ページには、教育委員の活動状況として、教育委員会会議の開催状況等や研修会や学校訪問などの活動状況を記載いたしております。

4ページをお願いいたします。IV、令和3年度事業評価について、1 点検・評価については、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を点検・評価の対象とし、各事業の達成状況について、外部評価者である福岡教育大学教授1名と元学校長1名の2名の方から、A（達成している）、B（概ね達成している）、C（課題がある）、D（事業見直しが必要）の4ランクで評価をいただいております。

次に、2 全体評価結果としまして、学校教育分野5事業、社会教育分野5事業の計10事業を点検評価の対象とし、その集計結果を記載いたしております。その結果につきましては、Aの「達成」が5事業、Bの「概ね達成」が5事業で、Cの「課題がある」、Dの「事業見直しが必要」と評価された事業はございませんでした。

次の5ページから6ページにかけて、2名の方の外部評価者による講評をいただいております。

ります。まず、事業の点検・評価につきましては、それぞれ所管課が事業の達成度等について自己評価を行っております。その自己評価の客観性を確保するため、外部評価者から評価をいただくもので、今回、点検評価をしました各事業の達成度、成果等については、おおむね適切に実施されているとの評価をいただいておりますが、令和3年度がコロナ禍であったことから、今後の事業展開においては、ウィズコロナにおける目標設定の考え方や各事業に対する様々な課題などについてのご意見や評価をいただいているところでございます。

続きまして、7ページから12ページ目にかけては、10事業分の取組別施策の評価結果を記載しております。その中で、分野ごとではございます主な2事業について、概要と評価者の意見等について、補足説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。1番の学校教育分野から、1、新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてですが、こちらは、新型コロナウイルス感染症マニュアルの作成や各学校への県通知等の周知徹底を行っている事業でございますが、評価者の意見等については、教育委員会で新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成し、全ての学校において、同一指針により、コロナの予防対策に取り組まれていることは評価できる。今後は学校、保護者、地域と協力して、前向きにウィズコロナに対する対策を進めてほしいとの評価をいただいております。

続きまして、10ページをお願いいたします。2、社会教育の分野から、ナンバー6、学習者が自主的に学習できる機会を提供するとともに、学習効果や学習者同士のつながりを地域に生かせるよう支援する事業、いづか市民マナビネットワーク事業の実施については、飯塚市における生涯学習の特色ある事業の一つである。コロナ前の状況と比較するのではなく、ウィズコロナの中で、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を構築してほしい。学校やほかの関係機関等との連携を図りながら、取組を継続していただきたい。との評価をいただいております。

そのほかの事業につきましても、説明のほうは省略させていただきますが、同様に評価、ご意見をいただいているところでございます。

そして、13ページには、評価対象の学校教育5事業、社会教育5事業の評価結果等をまとめた事務事業に係る点検・評価一覧表を記載しております。

次の14ページからは、各所管課において作成しました点検及び評価シート、10事業分を添付いたしております。こちらの点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的、内容、目標値、また取組状況やその成果、今後の方向性等、各所管課において自己点検評価を行い、この内容に基づきまして外部評価者に、先ほどの評価、ご意見をいただいているものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

最後、30ページから巻末まで、参考資料としまして、令和3年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付いたしております。この報告書にあります点検評価の結果につきましては、今後、事業内容の工夫や改善等に反映させ、目標値の見直しを含め再検討し、さらなる事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。